

今後の大気・水環境行政における
事業者の自主的取組のあり方について
(報 告)

令和7年1月27日

川崎市環境審議会

大気や水などの環境保全部会

はじめに

川崎市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善されてきた。

平成12(2000)年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってきており、令和4(2022)年3月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定した。

今後の事業者の自主的取組の促進については、川崎市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していく必要がある。

このため、川崎市は、令和6(2024)年5月15日に環境審議会へ、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、諮問した。また本件については、より専門的な審議を行う必要があることから、大気や水などの環境保全部会に付議し、川崎市がこれまで取り組んできた制度の課題等をもとに、4回にわたり幅広い見地から審議を進めてきた。

この度、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、大気や水などの環境保全部会での審議結果を取りまとめたので、ここに環境審議会へ報告する。

目 次

第 1 章 川崎市の現状と課題

- 1 川崎市の大気・水環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 大気・水環境計画での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 2 章 環境配慮に取り組む目的と必要性

- 1 広域的な環境影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 川崎市の大気と水の環境負荷の状況・・・・・・・・・・ 10
- 3 地域ごとの市民の満足度・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 環境配慮に取り組む目的と必要性・・・・・・・・・・ 15
- 5 環境配慮に係るこれまでの取組・・・・・・・・・・ 16

第 3 章 事業者の自主的取組の現状

- 1 市条例上の事業者の自主管理を促進する制度と課題・・・・・・・・ 17
- 2 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 中小規模の事業所の意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 中小規模の事業所の自主的取組の現状・・・・・・・・ 25

第 4 章 事業者の自主的取組のあり方に係る考え方

- 1 事業者の自主的取組のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 【ポイント 1】環境配慮を深め広げる取組・・・・・・・・ 26
- 3 【ポイント 2】地域の特性・課題を踏まえた取組・・・・ 29
- 4 【ポイント 3】事業者の負担を減らす取組・・・・・・・・ 31
- 5 取組の評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第 5 章 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

付属資料

付属資料 1	環境配慮書の見直し案	41
付属資料 2	他制度の概要	43
付属資料 3	他都市の状況	45
付属資料 4	川崎市環境審議会（大気や水などの環境保全部会）の開催経過	46
付属資料 5	川崎市環境審議会（大気や水などの環境保全部会）委員名簿	47
付属資料 6	諮問文（写）	49
付属資料 7	用語解説	50

第1章 川崎市の現状と課題

1 川崎市の大気・水環境の現状

古くから産業都市として発展してきた川崎市は、第二次世界大戦後も京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展と市民生活の向上に寄与してきたが、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など、環境面で大きな課題を抱えることとなった。そのような中で、市民の間にも公害防止対策を求める声が高まり、昭和35(1960)年には臨海部近隣に居住する住民が中心となって公害防止条例の制定を求める運動が展開され、このことを契機に、同年に公害防止を目的とした条例を制定した。

また、昭和47(1972)年3月には、公害行政の根幹となる新たな「川崎市公害防止条例(以下「旧市条例」という。)」の制定・公布を行い、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図り、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

平成12(2000)年には、現在の条例である「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「市条例」という。)」を施行し、窒素酸化物及び硫黄酸化物対策の強化や遊粒子状物質(SPM)対策として包括的総量削減方式(バスケット方式)の規制を導入するとともに、事業者の自主的取組を推進する環境配慮書制度や環境負荷低減行動計画書制度などのしくみを導入した。

法律や条例による取組の結果、多くの項目で環境基準を達成し、晴れた日には臨海部の工業地域からも富士山が望め、多摩川にはアユが遡上するなど、大気や水などの環境は大幅に改善された。

しかし、いくつかの項目で環境基準を達成しておらず、また、市民アンケートでは市民が現在の環境に満足している割合は5割にとどまるなどの課題が残っており、これらを解決するために、令和4(2022)年3月に「川崎市大気・水環境計画」(以下、「大気・水環境計画」という。)を策定した。この計画には、大気や水などの環境保全分野における考え方、目標、具体的施策を分かりやすく取りまとめしており、従来の法令の規制に基づく取組に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安定して快適に暮らせるまちの実現をめざしていくこととした。

(1)大気・水環境の状況

大気や水などの環境は、これまでの取組により多くの項目で環境基準を達成し、大気環境も近隣自治体と同様の良好な状況になるなど環境が大幅に改善した。しかしながら、一部の項目で環境基準が非達成となっている。一部の非達成の項目については、大気・水環境計画のリーディングプロジェクトに位置付けるなど、環境基準の達成をめざして、調査・研究をはじめとする様々な取組を行っている。

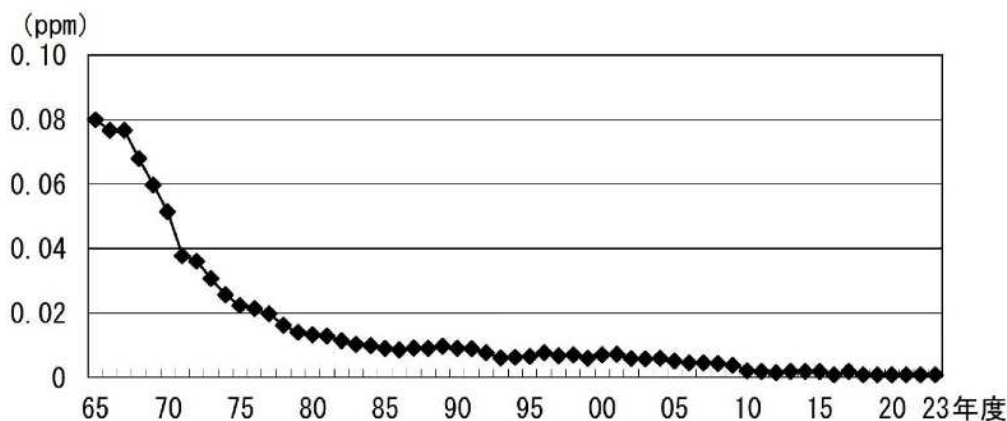


図1-1【大気：二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移(一般局平均)】

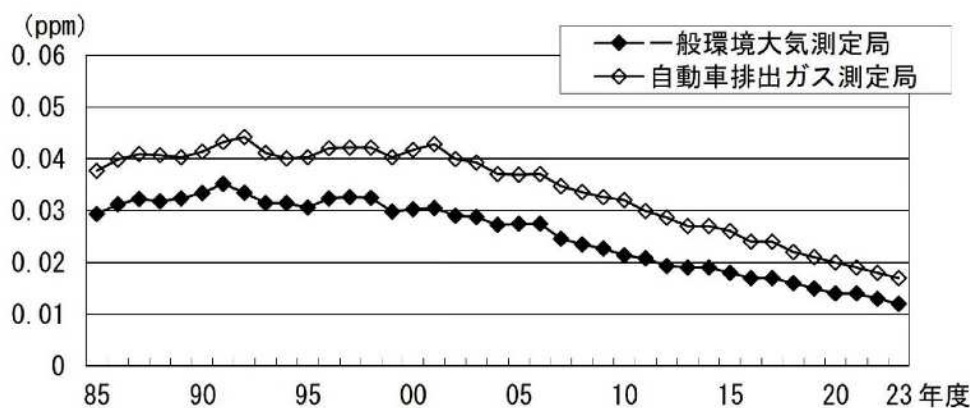


図1-2【大気：二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移】

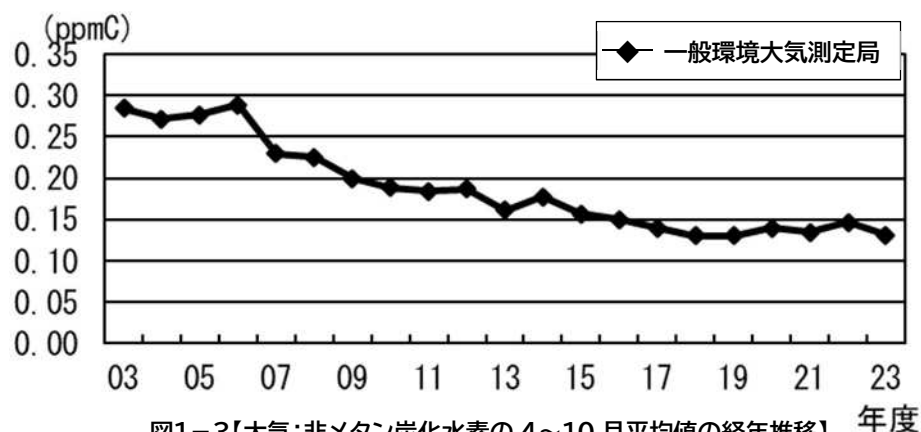


図1-3【大気：非メタン炭化水素の4～10月平均値の経年推移】

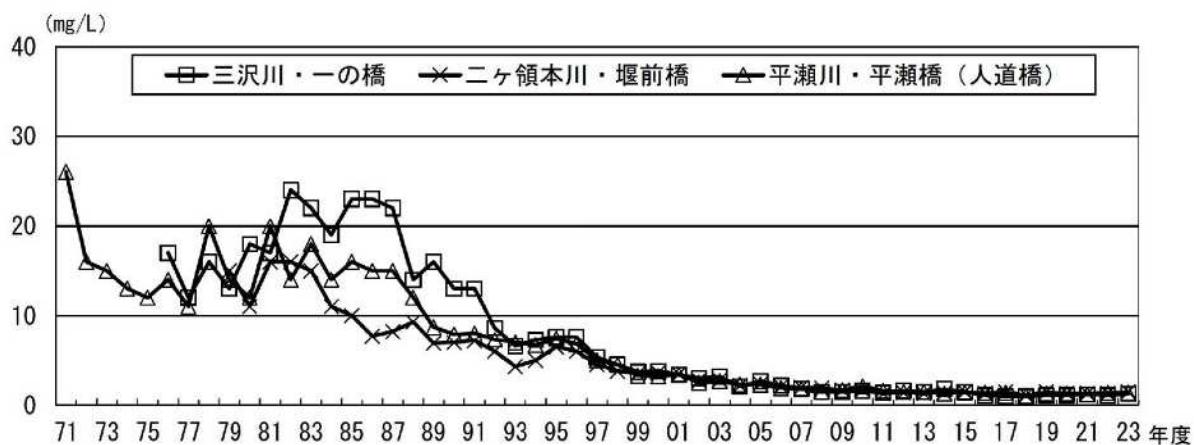


図1-4【水質：多摩川水系のBODの年間平均値の経年推移】

表 1-1【主な環境基準の達成状況】

	大 気					水 質	
環境基準 の項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子 状物質(SPM)	微小粒子状物 (PM2.5)	光化学オキシ ダント(Ox)	【河川】 生物化学的酸素 要求量BOD) ^{※1}	【海域】 化学的酸素要求 量(COD) ^{※1}
達成状況 (R5年度)	測定した全地点で達成				測定した全地 点で非達成	測定した全地 点で達成	沖合部で 非達成
全市 達成年度	S54	H25	H16	H28	—	H22	—

※1 環境基準達成状況の評価は、県が定めたその水域を代表する地点となる環境基準点で行い、複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点における適合状況により判定する。

表1-2【主な大気汚染物質濃度の年平均値 近隣都市比較(R5(2023)年度)】

	二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]		浮遊粒子 状物質 (SPM) [mg/m ³]	微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]		光化学オ キシダント (Ox) [ppm]	一酸化 炭素(CO) [ppm]
	一般環境	一般環境	道路沿道	一般環境	一般環境	道路沿道	一般環境	道路沿道
川崎市	0.001	0.012	0.017	0.012	8.3	8.3	0.033	0.3
横浜市	0.002	0.011	0.015	0.015	7.9	10.9	0.033	0.4
東京都区部	0.001	0.013	0.018	0.014	9.3	9.6	0.033	0.3

(2)地域ごとの特色

大気環境は、大規模な工場が主に臨海部に多く立地し、北部に行くにつれ住宅や緑地等が多くなっている。市内を通る主要幹線道路は、産業道路、国道1号、15号、246号、世田谷町田線など、左右に横断する道路が多く、通過交通による排出ガスにより道路沿道は比較的濃度が高い傾向にある。

また、水環境は、南北を多摩川と鶴見川に挟まれ、東を東京湾に面しており、治水や流域の都市化の状況などにより水環境も異なるなど、地域による特色が見られる。

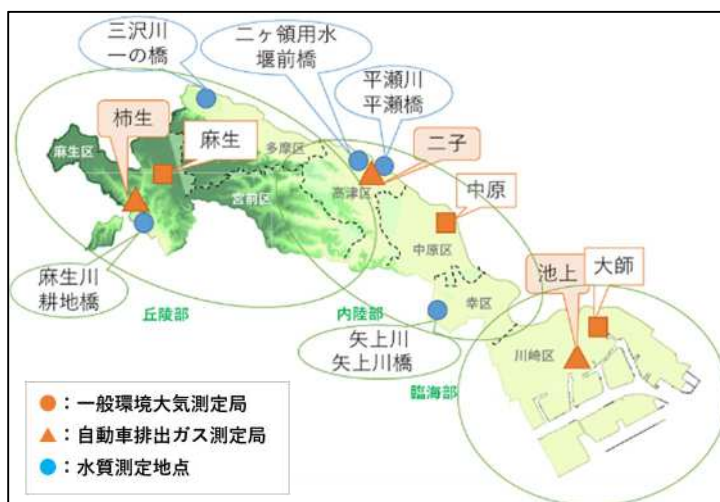


図1-5【川崎市内の測定地点】

表1-3【大気: NO₂ 濃度 年平均値(ppm)(R5(2023)年度)】

	一般環境	道路沿道
丘陵部	0.008(麻生)	0.012(柿生)
内陸部	0.012(中原)	0.023(二子)
臨海部	0.015(大師)	0.025(池上)

表1-4【水質: BOD 年平均値(mg/L)(R5(2023)年度)】

	地点	BOD
多摩川水系	三沢川・一の橋(多摩区)	1.3
	二ヶ領本川・堰前橋(高津区)	1.5
	平瀬川・平瀬橋(高津区)	1.4
鶴見川水系	麻生川・耕地橋(麻生区)	4.1
	矢上川・矢上川橋(幸区)	1.7

(3) 広域的な課題

首都圏で課題となっている光化学スモッグや、閉鎖性水域である東京湾の水質など、川崎市だけでは解決できない広域的な課題が残されている。

表1-5【一都三県における光化学スモッグ注意報発令日数】

都県名	R1	R2	R3	R4	R5
埼玉県	9	7	2	8	7
千葉県	9	5	4	7	6
東京都	7	6	6	7	4
神奈川県	6	2	6	4	2
横浜市	3	1	4	2	1
川崎市	5	2	3	3	2

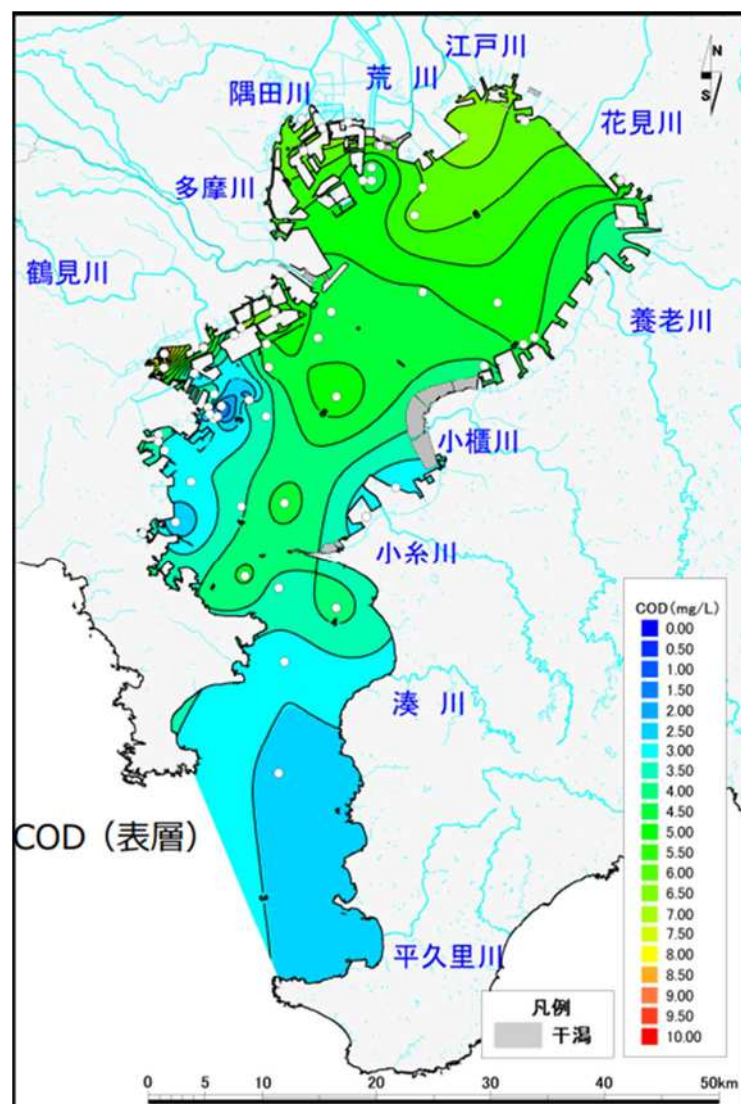


図1-6【東京湾の水質測定結果(R5(2023)年8月)】

出典:令和5年度東京湾環境一斉調査結果報告書

2 大気・水環境計画での取組

(1)計画期間

令和4(2022)年度から令和12(2030)年度まで

(2)基本的な考え方

川崎市のめざすべき姿は以下のとおり

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政の全ての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ◇ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ◇ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ◇ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を達成するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質に市民実感も含めた、それぞれの項目について、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態を示した上で、各項目の望ましい状態の実現に向けて取り組んでいくことが必要となります。

そのため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに目標を整理した上で各目標に成果指標を設定し、毎年達成状況を評価していくことで、目標の達成に向けた進行管理を行っていきます。

図1-7【大気・水環境計画 44ページ抜粋】

(3)基本施策(主な取組)

大気・水環境計画では、基本施策Ⅰでしっかりと環境負荷を低減させるとともに、基本施策Ⅱで更なる環境負荷低減と市民実感の向上を図るため、市民・事業者ともに環境配慮に取り組んでいる。

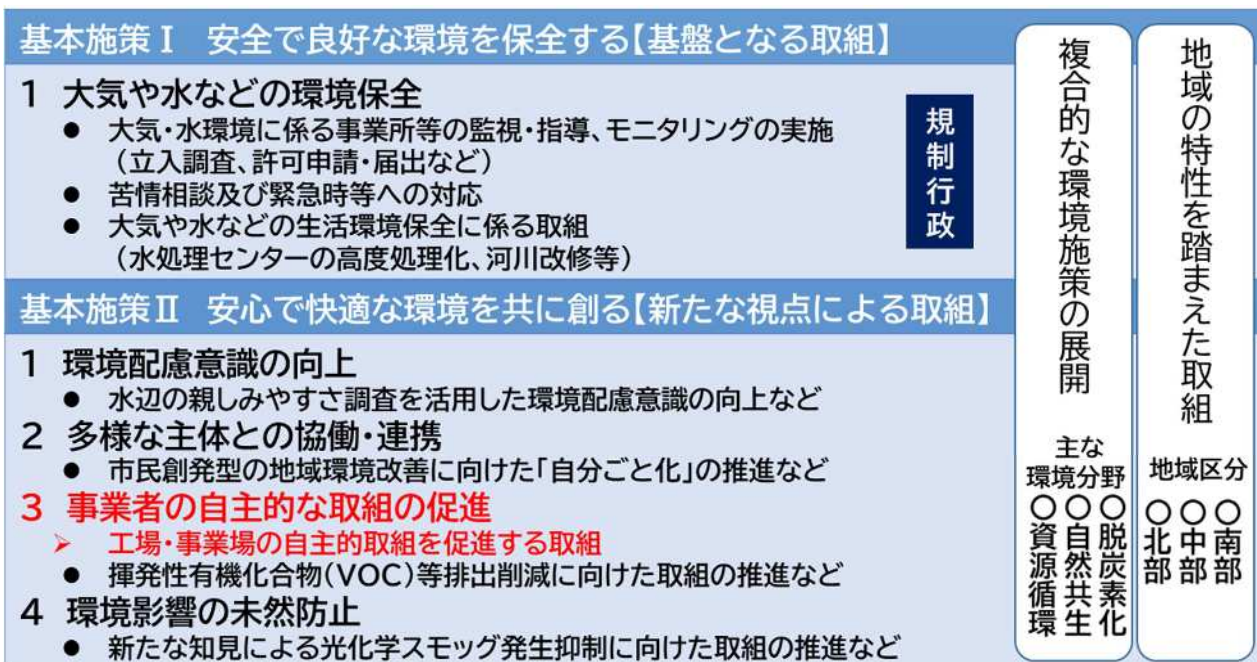


図1-8【大気・水環境計画の施策体系】

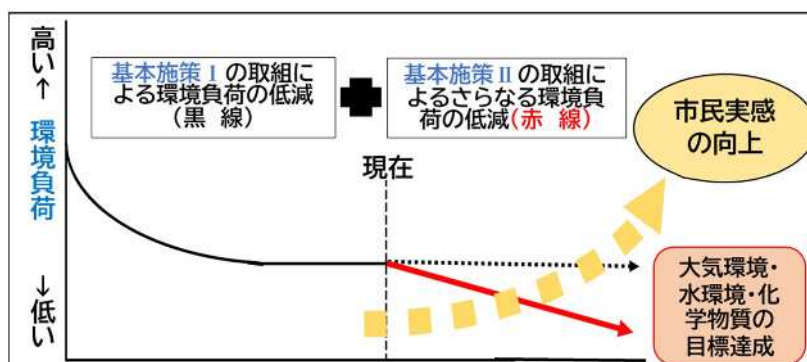


図1-9【大気・水環境計画による取組推進のイメージ】

(4)目標の達成状況

令和5(2023)年度までの計画目標の達成状況は以下のとおり

ア 二酸化窒素の対策目標値(環境基準)下限値(0.04ppm)以下を達成した測定局の割合

〔基準値※1 R2(2020)年度:58.8 %〕
〔めざす方向〕R12(2030)年度:77.8 %

令和5(2023)年度は全18局中15局で環境基準下限値(0.04ppm)を達成(83.3%達成)し、令和4(2022)年度と比較して増減はありませんでした。

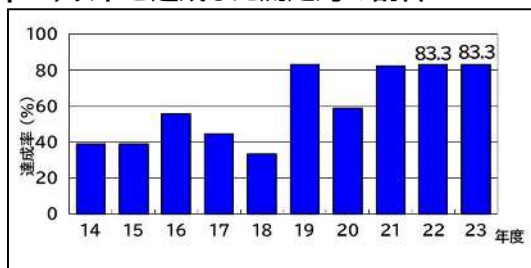


図1-10【二酸化窒素の環境基準下限値達成率】

※1 大気・水環境計画(令和4(2022)年3月)策定当時の現状値を掲載

イ PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合

〔基準値※1 R2(2020)年度:100 %〕
〔めざす方向〕R12(2030)年度:100 %

令和5(2023)年度は、全17局で環境基準を達成した。

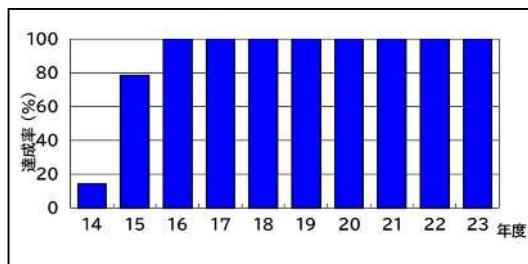


図1-11【PM2.5の環境基準達成率】

ウ 光化学スモッグ注意報の発令日数

〔基準値※1(R2(2020)):2日〕
〔めざす方向〕R12(2030)年度:0日

光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報は、令和5(2023)年度では2日発令され、令和4(2022)年度と比較して減少した。

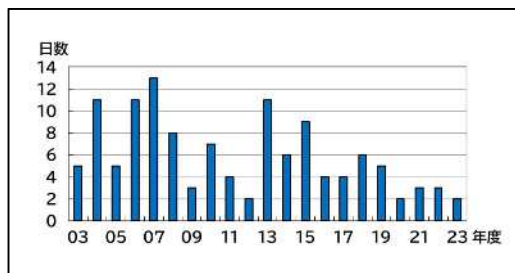


図1-12【市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移】

エ 光化学オキシダント環境改善評価指標値

〔基準値※1(R2(2020)):0.0106 ppm※2〕
〔めざす方向〕R12(2030)年度:0.0103 ppm※2

光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標値である光化学オキシダント環境改善評価指標値(過去3年間の平均値)は、令和5(2023)年度では0.0097 ppmで、令和4(2022)年度と比較してわずかに増加した。

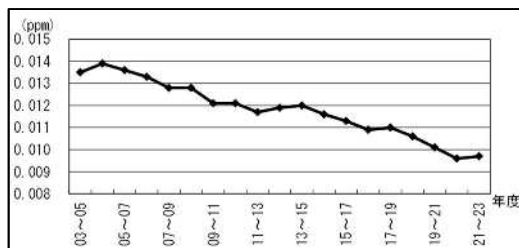


図1-13

【光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移】

オ 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)及び運河部の化学的酸素要求量(COD)の環境基準値の適合地点の割合

〔基準値※1 R2(2020)年度:100 %〕
〔めざす方向〕R12(2030)年度:100 %

- ・令和5(2023)年度の河川のBODについて、12地点全てで環境基準値に適合した。
- ・運河部のCODについても3地点全てで環境基準値に適合した。

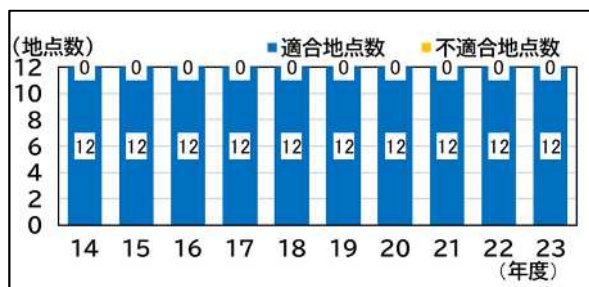


図1-14【河川BOD環境基準値適合地点数】



図1-15【運河部COD環境基準値適合地点数】

※1 大気・水環境計画(令和4(2022)年3月)策定当時の現状値を掲載

※2 過去3年間の平均値

カ 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合



図1-16

【(指標魚種)令和5(2023)年度に確認したミナミメダカ】

〔基準値※1 R2(2020)年度:75 %〕

〔めざす方向〕R12(2030)年度:100 %

令和5(2023)年度は、4地点中3地点で「きれいな水」の指標魚種の生息を確認した。

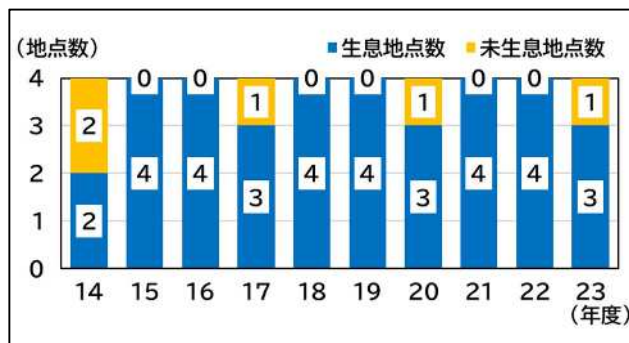


図1-17【きれいな水の指標魚種生息地点数】

キ PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

〔基準値※1 R1(2019)年度:965 t〕

〔めざす方向〕令和11(2029)年度:965 t 以下

令和4(2022)年度※2に PRTR 対象事業所から排出された第一種指定化学物質の総排出量は813tで、令和3(2021)年度と比較して、約29t増加している。

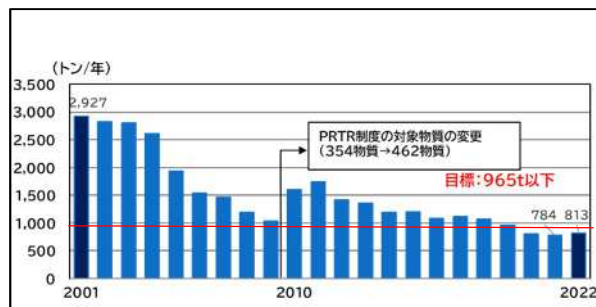


図1-18【PRTR 対象物質の総排出量の推移】

ク 市内の空気や川、海のきれいさの満足度(かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)

〔基準値※1 H28(2016)～R2(2020)年度:52.9 % ※3〕

〔めざす方向〕令和8(2026)～12(2030)年度:55.0 % ※3

かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」による平成31(2019)～令和5(2023)年度の市内の空気や川、海のきれいさの満足度(過去5年間の平均値)は54.9%が「満足している」「まあ満足している」と回答し、平成30(2018)～令和4(2022)年度と比較して、わずかに増加した。

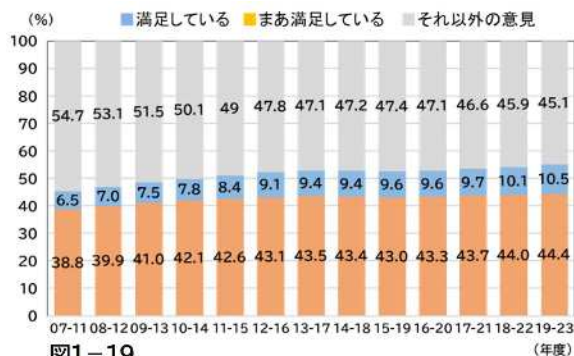


図1-19

【市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移】

※1 大気・水環境計画(令和4(2022)年3月)策定当時の現状値を掲載

※2 令和4(2022)年度の数値は、令和6(2024)年3月時点で把握している最新の排出量

※3 「満足している」「まあ満足している」の合計の過去5年間の平均値

第2章 環境配慮に取り組む目的と必要性

1 広域的な環境影響

一つひとつの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は大きくなくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうこともある。

毎年注意報が発令されている光化学スモッグは、光化学オキシダントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど健康被害を引き起こす。原因物質のひとつである揮発性有機化合物(VOC)について、実態把握を行い、自主的な排出削減に向けた取組を進めることが必要である。また、光化学オキシダントは、生成までの過程に未解明な部分が多いことから、工場や事業所など様々な発生源や他地域からの移流等による広域的な影響も考慮したデータ解析を含めた監視や原因究明に向けた調査研究を拡充していくことも求められる。

さらに、河川・海・地下水は繋がっており、市域全体から流れ出た水は東京湾に流れ込む。東京湾は閉鎖性水域で、汚れが滞留しやすいなど、様々な要因から水質改善が困難で、長期的かつ広域的な課題となっていることから、海域の水質改善に向けて汚濁原因の調査研究を行い、国や周辺自治体と連携した取組を進める必要がある。

引き続き原因究明の調査研究が重要であるが、併せて、社会・経済活動による地域環境への影響を抑えるとともに、自然環境にプラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、環境配慮について取り組むことが重要である。

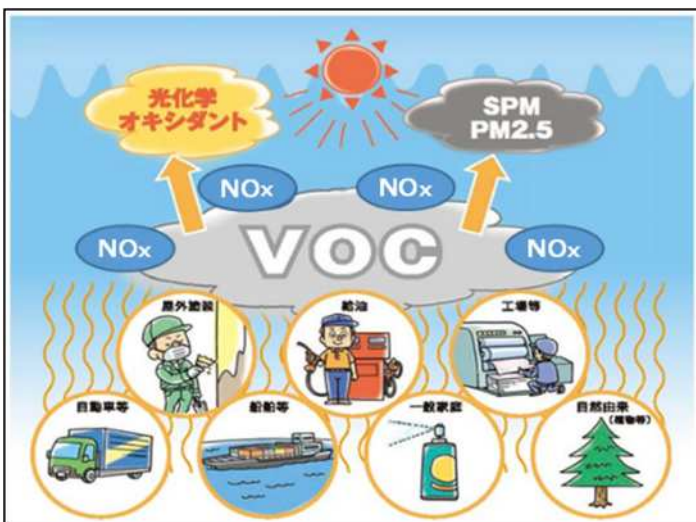


図2-1【光化学オキシダント等の生成の仕組み】

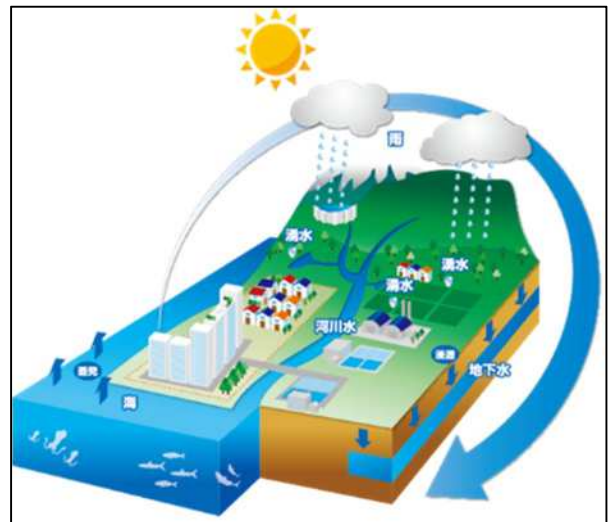


図2-2【水環境の状況】

2 川崎市の大気と水の環境負荷の状況

(1)市内における条例で指定する事業所(指定事業所)の立地状況

川崎市には、指定事業所が令和5年度末時点で2,800事業所あるが、そのうち、比較的大規模な事業所にあたる環境負荷低減行動事業所は52事業所である。

環境負荷低減行動事業所は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定するよう義務づけられている事業所である。

対象となる事業所は、年間使用熱量が 8.4×10^{10} キロジュール以上である指定事業所又は条例施行規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上のものを設置する指定事業所又は1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上の事業所である。

右図にあるとおり、環境負荷低減行動事業所は、南部に集中している。

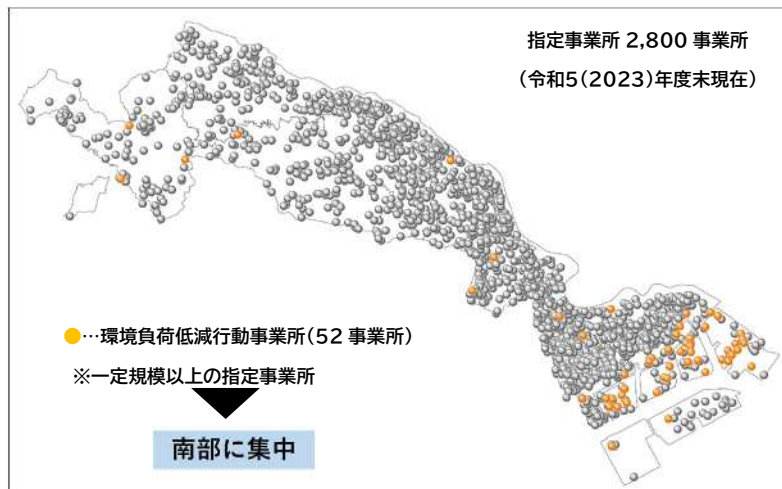


図2-3【川崎市内の指定事業所】

(2)大気に係る環境負荷の状況

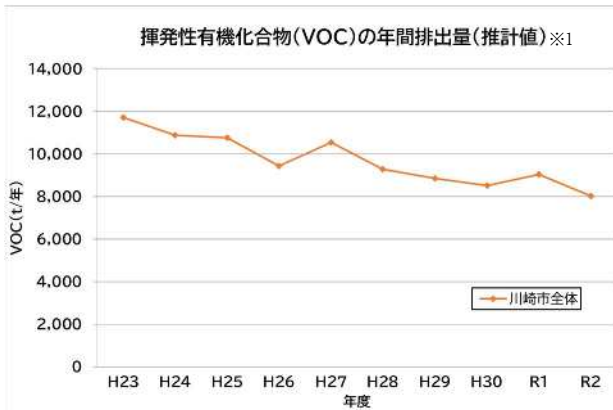
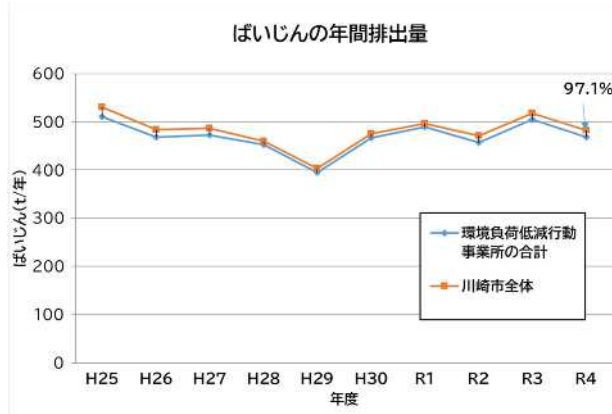
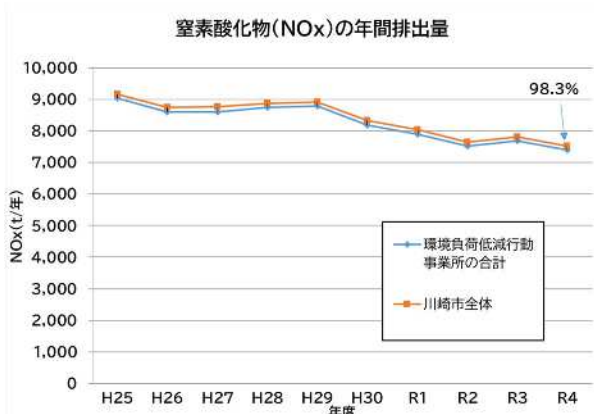


図2-4【環境負荷の状況(大気)】

※1 九都県市揮発性有機化合物排出インベントリの推計排出量(移動発生源由来を除く)のデータをもとに作成

窒素酸化物の年間排出量・ばいじんの年間排出量については、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で川崎市全体の97%以上を占めている。環境負荷低減行動事業所以外の排出量は少ない。

参考に、揮発性有機化合物の年間排出量の推計値等も掲載しているが、こちらは減少傾向にある。

(3)水質に係る環境負荷の状況

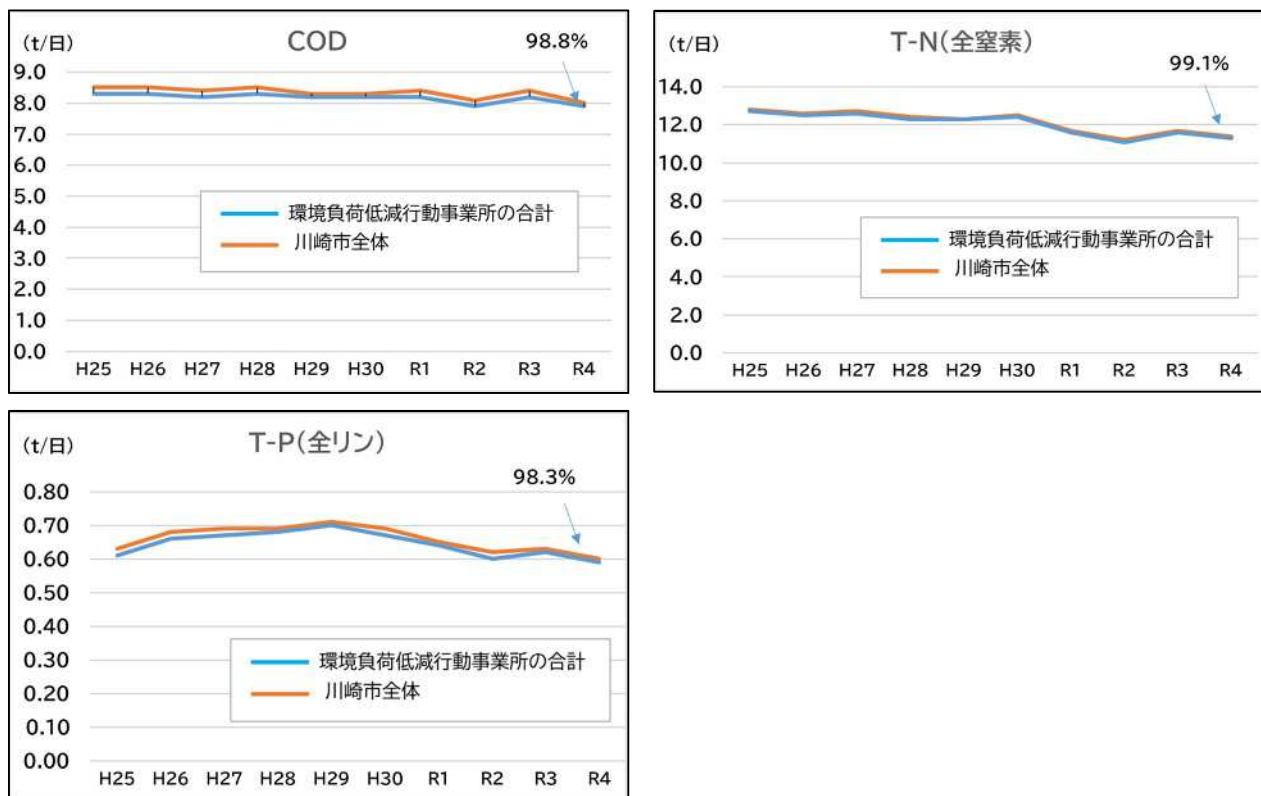


図2-5【環境負荷の状況(水質)】

COD、T-N（全窒素）及びT-P（全リン）の排出量については、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で川崎市全体の98%以上を占めている。環境負荷低減行動事業所以外の排出量は少ない。

これまでは、全体の排出量を削減するため、川崎市内の環境負荷の9割以上を占める環境負荷低減行動事業所の環境改善を目指して取組を推進し、多くの項目で環境基準を達成してきた。

3 地域ごとの市民の満足度

(1)市民アンケートの結果

川崎市では、大気・水環境計画を策定する際に、大気や水などの環境に関する市民意識等を把握するため、令和元(2019)年9月に「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」(※)を実施した。

※川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート(以下「大気、水などの環境に関するアンケート」という)
本市の大気や水などの環境への関心、満足度、望む取組などに関する市民意識調査。インターネットにおけるWebアンケート調査として、18歳以上の市民1,660名を対象に、令和元(2019)年9月18日、19日に実施。

大気や水などの環境に関する市民の意識については次のとおり

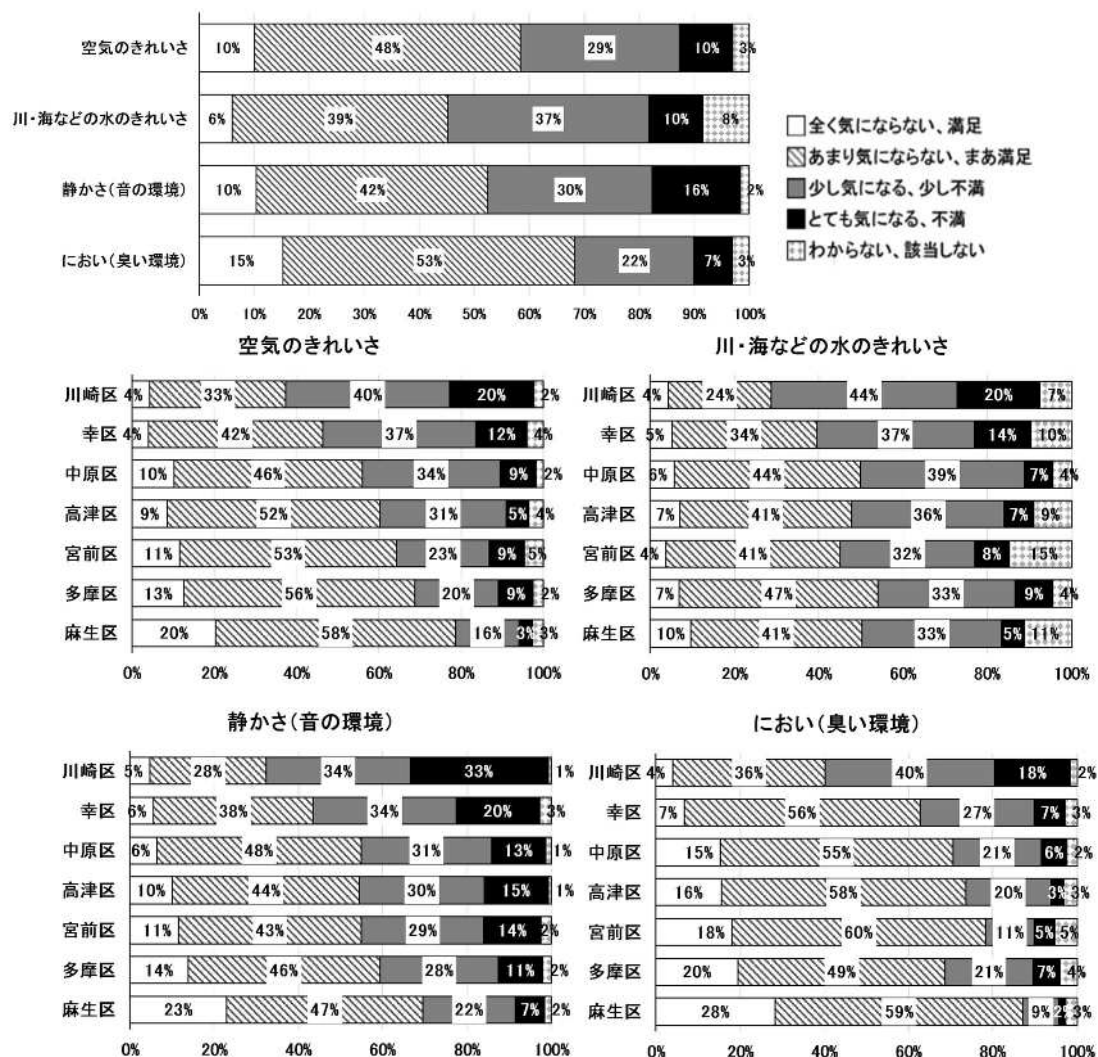


図2-6【自宅周辺の環境について気になる・不満なこと(上段:市全体、中下段:区別)】

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

川崎市全体では、「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない、「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない、という結果がでた。また、全体的に南部(川崎区)の方の満足度が低く、北部に行くに従い、満足度が高くなる傾向がみられた。

(2) 苦情・事故の状況

公害に関する苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、その種類は多岐にわたっており、公害問題が産業型から生活型公害へとその比率を移しつつある中で、日常生活において発生する苦情が多くなっている。また、騒音や振動に係る苦情相談は、工場・事業場のような固定発生源、自動車、鉄道、航空機のような移動発生源など発生源の性質により、対応の方法も異なっている。

平成31(2019)年度から令和5(2023)年度の5年間に、事業所が原因の苦情・事故は601件あり、市内全域で発生している。

また、原因不明の苦情・事故も、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度の5年間に、392件あり、市内全域で発生している。原因不明の苦情・事故の中には、指定事業所が原因で発生している可能性も否定できない。

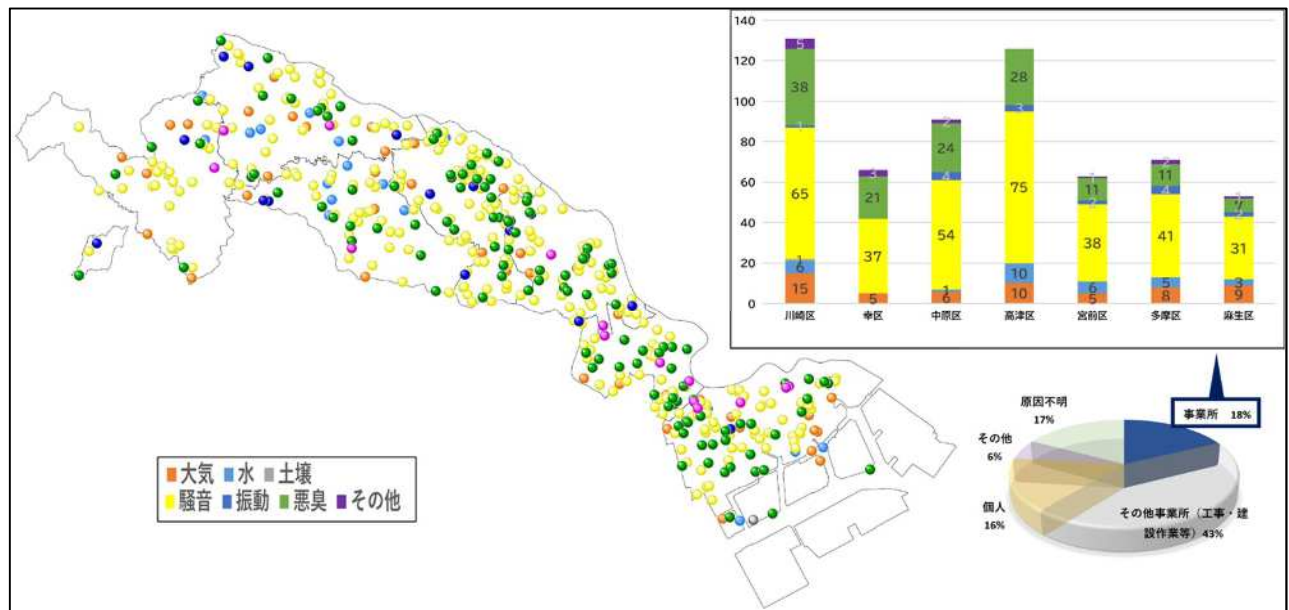


図2-7【事業所が原因の苦情・事故(過去5年間:H31(2019)~R5(2023))】

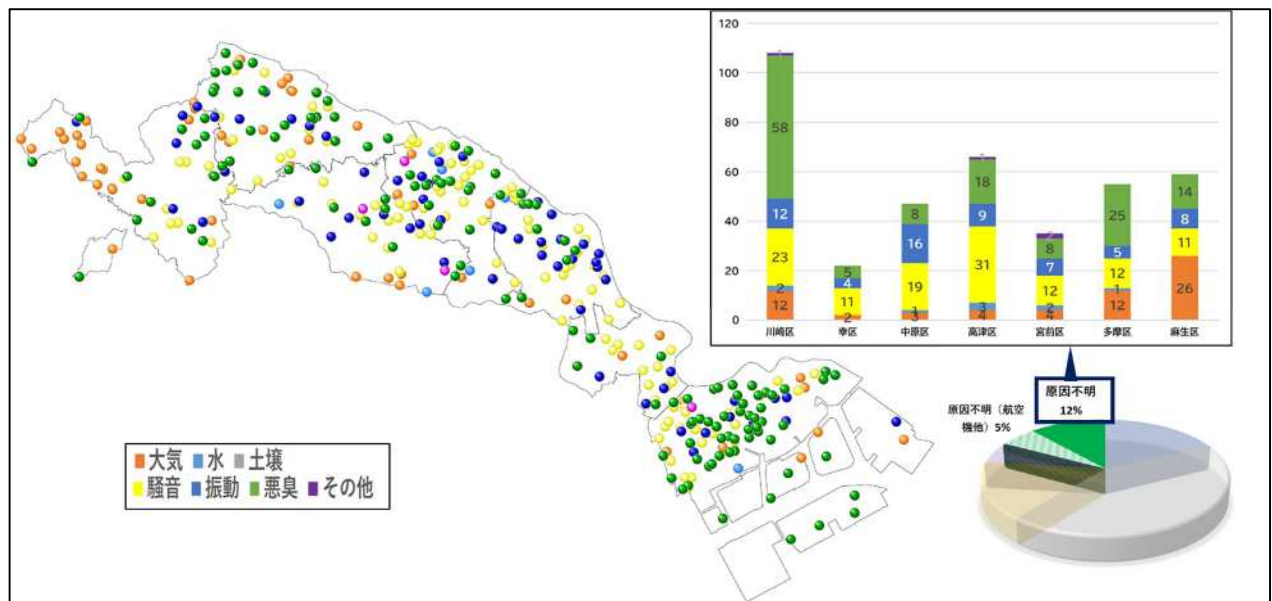


図2-8【原因不明の苦情・事故(過去5年間:H31(2019)~R5(2023))】

(参考)川の様子



図2-9【川崎市内の川の様子】

川が汚れていると、市民の満足度の低下につながる

(参考)苦情・事故の事例

水質事故



大気・悪臭

・近くの事業所で、ショベルカーで作業しており、粉じんが飛んでくる



・隣の事業所のダクト付近が若干臭い
・勤め先周辺で原因不明の臭気がする

騒音

・事業所の室外機がうるさい
・建物内に工場のよう
なものがあり、日中壁
を叩いているような音
がする



図2-10【苦情・事故のイメージ】

生活環境の身近で起きる苦情・事故は、市民の満足度の低下にもつながる

4 環境配慮に取り組む目的と必要性

これまで川崎市内の環境負荷の大半を占める大規模の事業所を中心に法律や条例による規制や自主的取組による環境配慮に係る取組を推進し、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど川崎市内の大気・水環境は大幅に改善してきたが、一つひとつの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は小さくなくてもトータルで地域環境に影響を与えてしまうことや、「身近に起きている苦情や事故」や「視覚的に感じる川などの汚れ」などの影響もあるのか、市内全域の市民の生活環境への満足度がまだ高いとはいえない状況である。

大気・水環境計画では「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指しており、これが事業者や市民、行政が環境配慮に取り組む目的である。

めざすべき姿に向けて、市民には日常生活の中でより環境に配慮した行動を促す必要があり、事業者に対しては法律や条例による規制だけでは対応できない物質等もあることから、環境リスクを下げるために、引き続き大規模の事業所に対する自主的取組による環境配慮の取組を推進することはもちろんだが、大規模の事業所のほとんどが、臨海部など南部に集中していることから、市内全域にある中小規模の事業所にも、自主的取組による環境配慮に係る取組を拡げていくことが必要である。

こうした取組から、市民や事業者がネイチャーポジティブの観点も踏まえながら自主的取組による環境配慮に努めることでさらなる地域環境の改善が望めるとともに、市内全域で取組を進めることで苦情や事故の件数も減少し、よりよい環境が生まれ市民の生活環境への満足度が向上することが理想の将来像である。

5 環境配慮に係るこれまでの取組

これまで大気・水環境計画では、基本施策Ⅱに、「市民を対象とした「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、事業者を対象とした「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」といった柱を位置付け、「市民」や「事業者」に対する環境配慮意識の向上の取組を推進してきた。

市民に対しては、自然を活用した解決策（Nature-based Solutions、NbS）の概念を活用し、自然フィールドを活用した取組を行ってきた。東扇島東公園人工海浜では、生物とプラスチックごみの潜水調査を実施するとともに、多摩川河川敷で行われた清掃イベントであるゴミ拾い甲子園などに参加し、ごみの分類調査を実施して結果を発信していくなど、イベントや出前講座を通じて、川崎の貴重な自然環境に触れながら、環境配慮意識の醸成に向けた取組を行ってきた。

事業者に対しては、事業者の自主的な取組の促進を図るため、条例に基づく各制度により、主に大規模な事業所を対象に環境配慮意識の浸透に向けた取組を行ってきた。大規模な事業所は南部に集中しており、環境配慮に係る取組も充分行われているが、川崎市内の市民の実感（満足度）の向上につなげていないため、環境配慮の取組を市内全域に拡大していく必要があり、中規模・小規模の事業所にも取組を推進させていく必要がある。また、環境保全に係る自主管理ができる事業所を、引き続き増やしていくことのできる取組も必要である。

こうした「事業者」と「市民」の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進することで、生活環境がより良くなり、市民実感（満足度）の向上につながっていくと考えている。



図2-11【環境配慮に係るこれまでの取組】

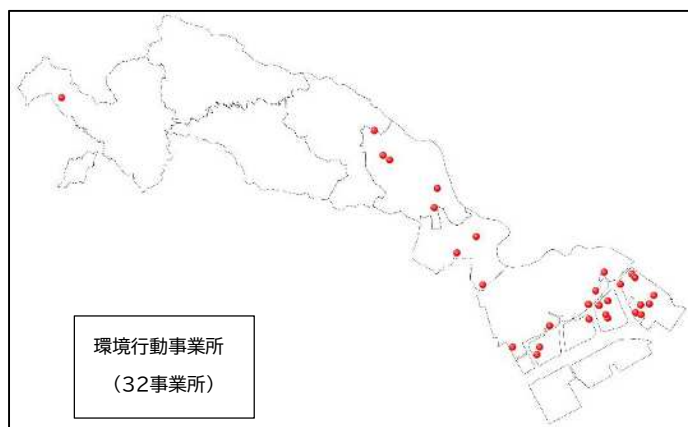


図2-12【環境行動事業所】

第3章 事業者の自主的取組の現状

1 市条例上の事業者の自主管理を促進する制度と課題

法規制は公平で強制力があるが、一方で柔軟性がなく画一的な対応になる面もある。より良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、川崎市では、行政による法律や条例による規制などの取組と併せて、事業者には環境配慮の自主的取組を推進している。

(1)市条例の制度

ア 環境配慮書制度(市条例:第30・31条)

従業員50人以上の事業所等については、環境への負荷が大きいと想定されることから、指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出する。

◎対象事業所

- ・常時使用する従業員が50人以上
- ・常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上
- ・温暖化物質配慮特定事業所（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は燃焼能力が1時間あたり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所）

◎記入式（環境配慮項目：最大51項目）

◎326事業所が対象（令和5（2023）年度末）

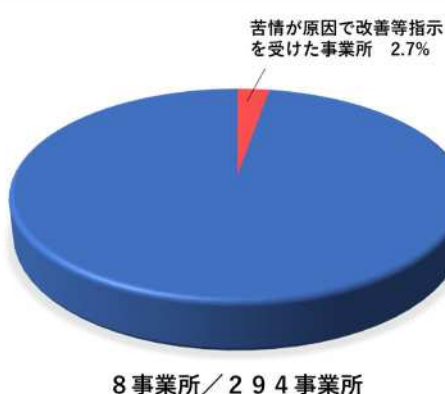
事業所数 (R5末)	指定事業所（2,800事業所）	
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)

図3-1【対象一覧】

【環境配慮書制度の総括】

平成31（2019）～令和4（2022）年度の過去4年間に、環境配慮書を提出した事業所について、改善等指示の有無を調査することにより、環境配慮書への取組の成果について検証を行った。

環境配慮書対象事業所（環境行動事業所を除く）



環境配慮書の提出対象外の事業所

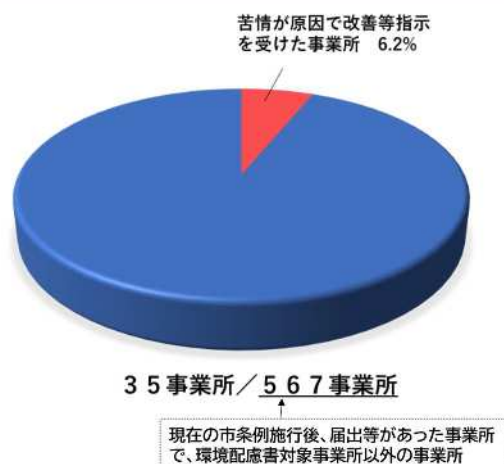


図3-2 環境配慮書制度の総括

平成31（2019）～令和4（2022）年度では、環境配慮書対象事業所は、環境配慮書の提出対象外の事業所と比較すると、苦情が原因で改善等指示を受けた事業所の割合が少なかった。

イ 環境負荷低減行動計画書制度(市条例:第 68～77 条)

自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定する制度であり、環境マネジメントシステム(EMS)の浸透にも寄与している、川崎市独自の取組である。

◎計画期間は5年間

計画目標作成⇒実績報告提出

◎選択・採点方式

環境配慮項目：最大293項目

◎一定規模以上の事業所は提出義務

(環境負荷低減行動事業所)

- ・年間使用熱量が8,400,000キロジュール以上である指定事業所
- ・条例施行規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上のものを設置する指定事業所
- ・1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上の指定事業所
- ・提出義務対象は52事業所(令和5(2023)年度末)

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2,800事業所)		
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
環境負荷低減行 動計画書	提出義務	任意	対象外

図3-3【対象一覧】

ウ 環境行動事業所制度(市条例:第 32～39 条)

事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表することで、事業所の取組支援を行っている。

◎認定の基準

- ・ISO14001の認証取得
- ・「環境報告書」を作成し、公表していること
- ・重大な事故等が、過去3年以内になかったこと
- ・公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと

◎認定期間は最大で3年間

◎32事業所(令和5(2023)年度末)

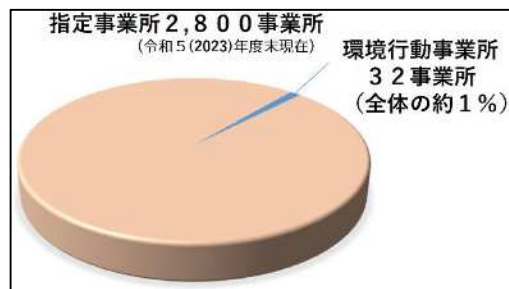


図3-4【認定の状況】

<認定を受けた事業所への支援内容>

- ◎市ホームページに認定事業所を掲載
- ◎変更許可申請や届出の一部免除
- ◎「環境配慮書」の提出免除
- ◎「環境負荷低減行動計画」の提出免除(18事業所/52環境負荷低減行動事業所が提出免除)

(2)現制度の課題

現制度の課題を把握するため、実際に制度を活用している事業所にアンケートを実施した。

①環境負荷低減行動事業所

環境配慮書制度、環境負荷低減行動計画書制度、環境行動事業所制度について

事業所数：34事業所(環境負荷低減行動事業所52事業所中、環境行動事業所を除く。)

回答数：30事業所

実施期間：令和5(2023)年3月28日～令和5(2023)年4月14日

②事業所(環境負荷低減行動事業所及び環境行動事業所以外の事業所)

環境配慮書制度、環境行動事業所制度について

事業所数：162事業所(本市がメールアドレスを把握している事業所)

回答数：32事業所

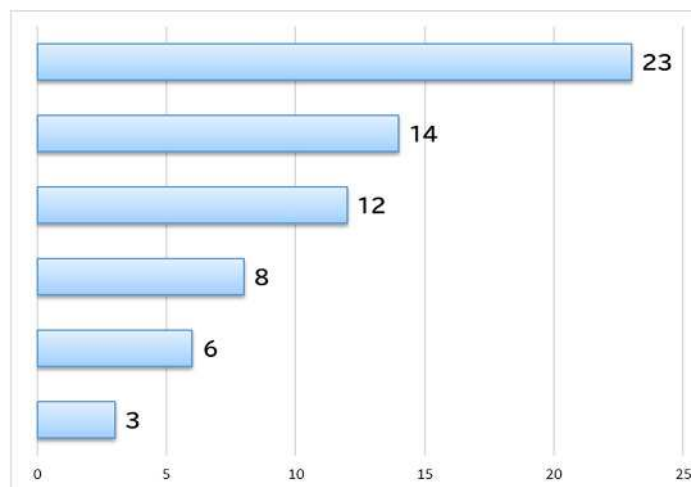
実施期間：令和5(2023)年12月13日～令和5(2023)年12月27日

上記、①②の事業所へ行ったアンケート結果は以下のとおり

ア 環境配慮書制度

【設問】環境配慮書制度について課題を挙げるならどのようなことでしょうか(複数選択可)

記載方法の簡素化(何を書けばいいかわからない)
EMS 等に基づき自主的管理を推進しており、作成作業
等が重複する
提示する取組数の削減(現行の取組数が多過ぎる)
提示する取組内容の更新(現行の取組内容が古い)
提示する取組内容の抽象化(現行の取組内容が個別
的で、過度に詳細である)
その他



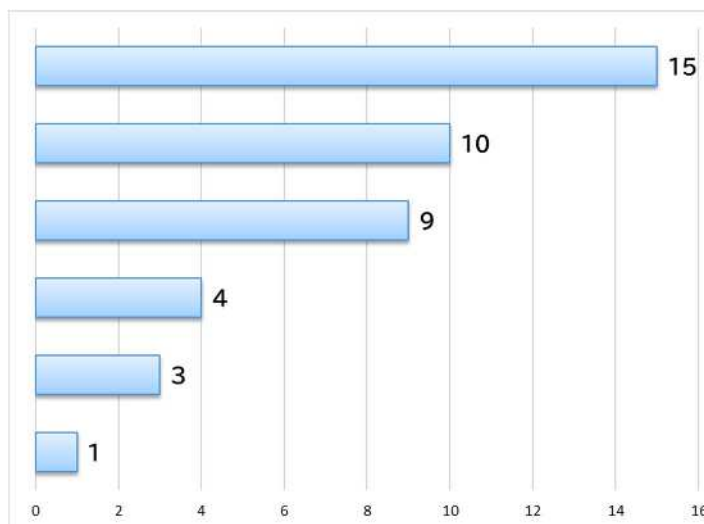
環境配慮書作成に係る作業量や重複感に課題がある

図3-5【環境配慮書制度の課題】

イ 環境負荷低減行動計画書制度

【設問】環境負荷低減行動計画書制度について課題を挙げるならどのようなことでしょうか(複数選択可)

算出方法の簡素化(算出方法、入力作業が複雑である)
EMS 等に基づき自主的管理を推進しており、作成作業
等が重複する
提示する取組数の削減(現行の取組数が多過ぎる)
提示する取組内容の抽象化(現行の取組内容が個別
的で、過度に詳細である)
その他
提示する取組内容の更新(現行の取組内容が古い)



環境負荷低減行動計画書作成に係る作業量・煩雑さに課題が集中している

図3-6【環境負荷低減行動計画書制度の課題】

ウ 環境行動事業所制度

【設問】今後、環境行動事業所について認定申請する意向がありますか。

- ① ISO14001 を既を取得しており、申請を検討したい
- ② ISO14001 を既を取得しているが、申請するつもりはない
- ③ ISO14001 を取得する予定があり、申請を検討したい
- ④ ISO14001 を取得する予定があるが、申請するつもりはない
- ⑤ ISO14001 を取得する予定がない

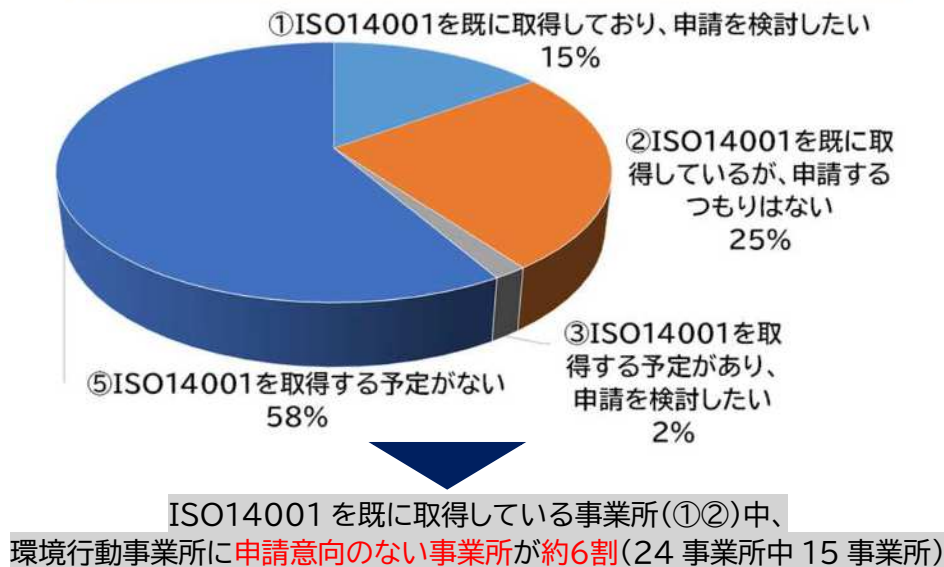


図3-7【環境行動事業所制度の課題】

その項目を選んだ理由について教えてください(自由記載)

<主な回答>

- ① ISO14001 を既を取得しており、申請を検討したい (回答数 9)
「環境対策をしているアピールになる」「業務負担減になるようであれば申請したい」
- ② ISO14001 を既を取得しているが、申請するつもりはない (回答数 15)
「認定取得によるメリットが少ない」「他法令の申請は残るため」
- ③ ISO14001 を取得する予定があり、申請を検討したい (回答数 1)
「今年度中に ISO14001 取得の為」
- ④ ISO14001 を取得する予定があるが、申請するつもりはない (回答数 0)
- ⑤ ISO14001 を取得する予定がない (回答数 35)
「人材不足」「自主的なEMSが機能しているため」「以前は取得していたが費用対効果からやめた」

エ 課題のまとめ

事業者へのアンケートから得られた課題について、以下のとおりまとめた。環境配慮書制度や環境負荷低減行動計画書制度などに共通する課題として、環境配慮項目が他条例の取組と重複していることなどから、項目数が多くなっていることがあげられており、今後、検討していく必要がある。

また、環境行動事業所制度については、環境の自主管理を行う事業所を支援する制度であるが、事業所への知名度が低く、またメリットを感じていない事業所もいることがわかったため、制度自体を見直していく必要がある。

表3-1【各制度の主な課題】

制度名	主な課題
環境配慮書制度	●市へ提出する書類に記載する項目が多い ●事業者も前回提出した内容と同様の内容で提出 ●項目についても実情とあっているか確認が必要 ●<u>環境配慮項目が他条例の取組と重複</u> (地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など)
環境負荷低減行動計画書制度	●計画書の項目数が多いため事業所の負担が重い ●優良取組事例が横展開される仕組みの検討が必要 ●算出方法・入力作業が複雑 ●<u>環境配慮項目が他条例の取組と重複</u> (地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など) ●<u>定期的に内容を見直す仕組みづくり</u>
環境行動事業所制度	●認定数が少ない(指定事業所の約1%) ●認定要件の見直しを行い、事業所が意欲的に申請できる基盤整備必要 ●<u>認定事業所のメリットの増加を検討</u> (表彰制度や広報、制度の知名度向上など)

2 国の動向

令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、平成15(2010)年に採択された愛知目標の後継となる、令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「2030年ミッション」として「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ(自然再興)」が掲げられた。

この新たな国際約束の達成のため、国では、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」(以下「生物多様性国家戦略」という。)が閣議決定され、同戦略における「2030年ミッション」を達成するための「5つの基本戦略」として、基本戦略3に「ネイチャーポジティブ経済の実現」を位置付け、令和4(2022)年3月から、環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において議論を行い、令和6(2024)年3月に、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省庁連名で重点施策となる「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を取りまとめた。

本戦略は、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すためのものである。そのため、経済活動の自然資本への依存と損失が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクでありネイチャーポジティブ経済への移行の必要性があることについて示した上で、(1)企業の価値向上プロセスとビジネス機会の具体例、(2)ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素、(3)国の施策によるバックアップを記載している。

国は、令和12(2030)年に、5割の大企業のネイチャーポジティブ経営への移行を目指すとともに、中小企業や自治体、NGO団体を含めて、ネイチャーポジティブ宣言を行う団体数が1,000団体になるように取組機運を維持し、市場確保に繋げることを目指している。

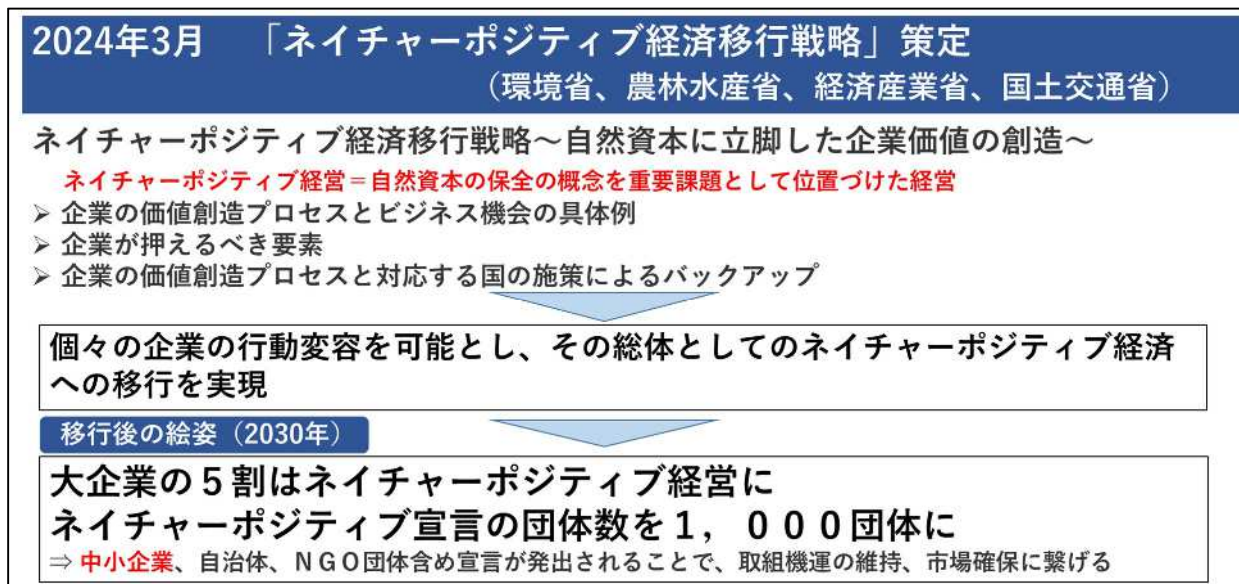


図3-8【ネイチャーポジティブ経済移行戦略】

3 中小規模の事業所の意見

(1) 中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート

川崎市の取組については、環境配慮負荷低減行動事業所といった環境負荷の大きい事業所を対象に行っていたが、今後、市内全域へ環境配慮の取組を拡げていくためのターゲットとなりうる中規模・小規模の事業所を対象にアンケートを実施した。

ア 目的

幅広く事業者が参加・活用でき、自主管理を促進する制度にするため、事業者の意向調査を行い、新たな制度設計の参考にすることを目的として、大気や水などの環境配慮に関する取組のアンケート調査を実施する。

イ 対象事業所

①、②1,787 事業所から 438 事業所を抽出し実施

①従業員 50 人以上の事業所 260 事業所
(環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除く。)

②従業員 50 人未満で製造業の事業所 178 事業所
1,527 事業所のうち条例施行日(平成12(2000)年12月20日)以降に届出のあった事業所

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2,800事業所)		
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
アンケート	対象外	対象 ①260事業	製造業を対象 ②1,527事業所

図3-9【アンケート対象事業所】

ウ 実施時期

令和6(2024)年9月2日～令和6(2024)年9月13日

エ 回答数

133 事業所/438 事業所(回収率 30.4%) [内訳: ①81 事業所 ②52 事業所]

(2) アンケート結果

【設問1】

現在、事業活動の中で、環境への配慮や負荷の低減につながる取組を行っていますか。(一つ選択)

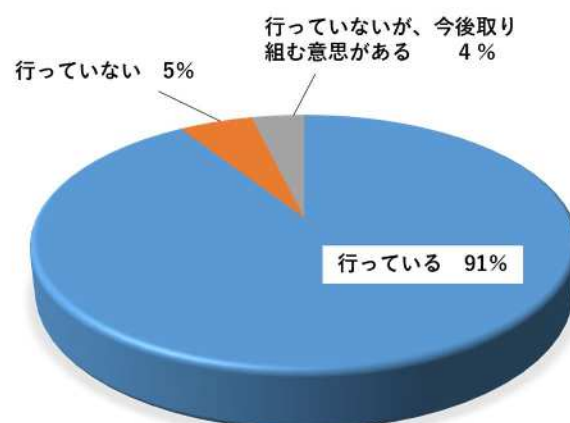
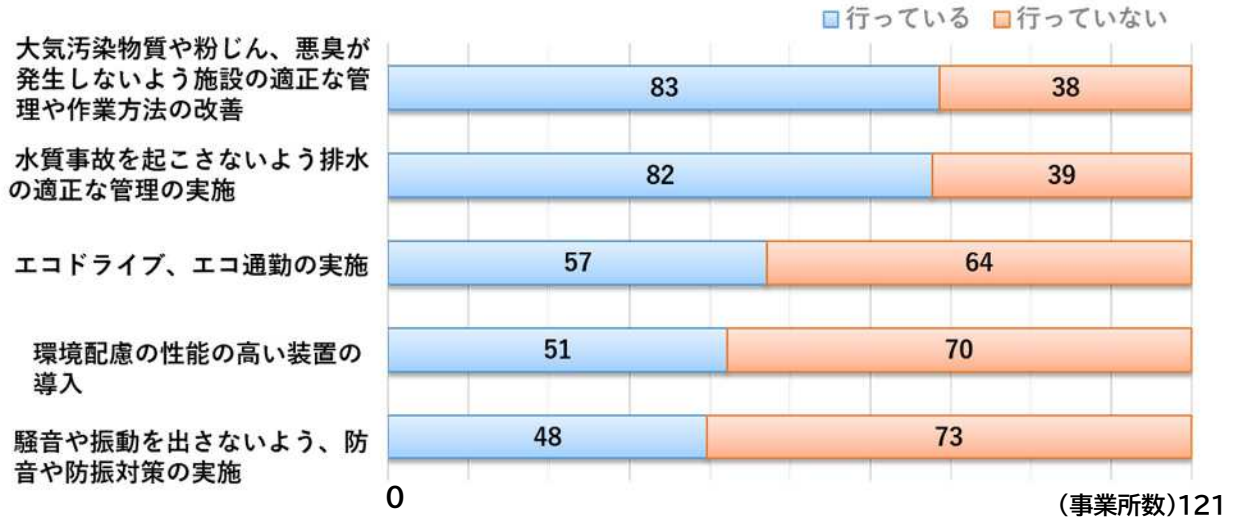


図3-10【環境配慮への取組状況】

【設問1の続き】

【設問1】で「① 行っている」を選んだ場合、取組の内容を選択してください。(複数選択可)



「その他」の取組として、太陽光発電装置の設置、電灯のLED化、電気自動車の導入、廃棄物の焼却廃熱を利用した発電などを実施

図3-11【環境配慮への取組内容】

【設問2】

今後、どのようなきっかけ・動機があれば事業活動の中で環境への配慮や負荷の低減につながる取組を行いますか。(既に取り組を行っている場合、さらに取組を進めるためのきっかけ・動機として、どのような情報等が必要かお答えください)(複数選択可)



図3-12【環境配慮に取り組むきっかけ・動機】

【設問3】

今後、どのような情報・仕組みがあれば、環境への配慮や負荷の低減につながる取組がしやすくなると思いますか。(複数選択可)

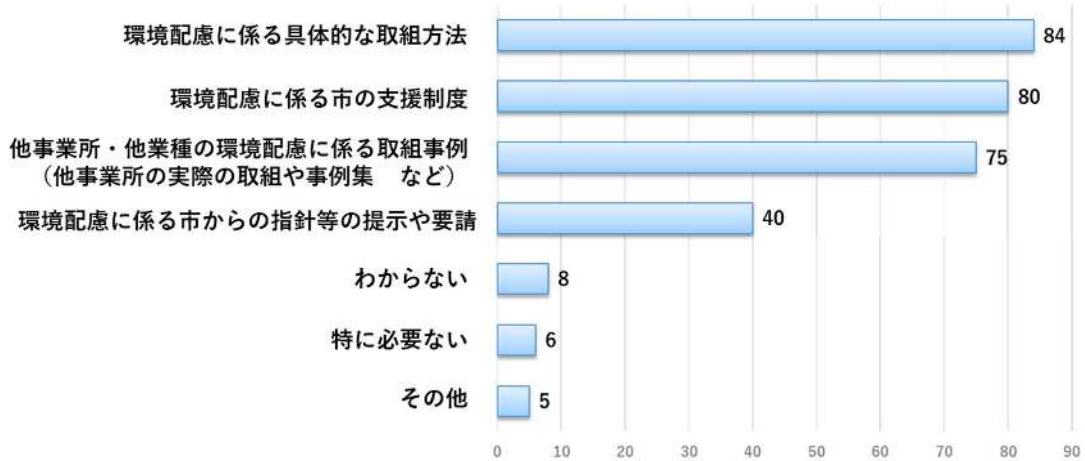


図3-13【環境配慮に取り組むために必要な情報・仕組み】

4 中小規模の事業所の自主的取組の現状

今回の中小規模の事業所へのアンケート結果について、事業所の自主的取組の傾向は以下のとおりである。

しかしながら、今回のアンケートは回収率が30.4%であり、これをもってすべての事業所の状況を把握できていないわけではないため、そういった事業所へどのようにアプローチしていくかも、今後留意していく必要がある。

- アンケートに回答した事業所の中では、環境配慮の取組を行っている事業所が多い
- きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多い
- 地域貢献につながる取組や地域の課題の情報を必要とするなど地域を意識している事業所が多い
- 取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多い

中小規模の事業所は環境配慮への取組意欲も高いことがわかったことから、さらに環境配慮の取組を浸透させるしくみや支援制度を整えることにより、さらなる環境改善が見込まれる

中小規模の事業所が意識している「地域課題の情報」やすでに取り組まれている「先進事例」を行政が情報発信し、同規模の事業所に横展開することで取組の拡大が期待できる

既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を、地域へ「見える化」するしくみを構築することで、事業所のモチベーションを高め、より環境配慮への取組を促進させる効果が期待できる

事業所の環境配慮の取組を市内全域へ拡げていく

第4章 事業者の自主的取組のあり方に係る考え方

1 事業者の自主的取組のあり方

これまでの、「環境配慮に取り組む目的・意義」や「中小事業所の自主的取組の現状」等を踏まえ、事業者の自主的取組の推進をさらに促す取組について検討を行う。

事業者の自主的取組のあり方を検討する上でポイントとなりうる以下の3つの取組を提案する。

【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

こうした取組を推進することで、環境配慮の取組が市内全域の事業者へ広がっていくことを目指す。

2 【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組

(1) 環境配慮の取組を広げるためのしくみづくり

■ 中小規模の事業所へのアンケート結果

中小規模の事業所へのアンケートに回答してくれた事業所は、環境配慮に取り組んでいる事業所が多く、91%が取り組んでいると回答している。「行っていないが、今後取り組む意思がある」と回答した事業所も含めると、95%の事業所が環境配慮の取組について、前向きな回答をしており、きっかけ・動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多いこともわかった。

また、「どのような情報・仕組みがあれば環境への配慮や負荷の低減につながる取組がしやすくなると思うか」聞いたところ、取組方法や取組事例などの情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多いことがわかった。



図4-1【中小規模の事業所へのアンケート】

ア 検討の方向性

- 市内全域でさらなる環境改善を図るために、幅広く環境配慮に取り組んでもらえるような取組を検討する
- アンケート結果では、環境配慮の取組の情報を求めている事業所が多いため、事業所の環境配慮の取組を集約し、他の事業所へ横展開するような取組を検討する

イ 提案する取組

環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へ横展開する。

なお、これまで環境配慮にあまり取り組めていない小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践できるよう条例以外のアプローチで取組を推進する。

ウ 取組の考え方

環境配慮の取組を市内全域へ広げるためには、現在の制度で対象としている事業所だけでなく、中小規模の事業所にも取組を広げていく必要があるが、費用的な面から環境配慮に取り組むことが難しいと考えている事業所もあるため、条例に規定し、取組義務などで縛るのではなく、条例以外のアプローチで、日常管理の中で環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へ横展開することで、市内全域の事業所に環境配慮の取組を浸透させることが必要である。

例えば、行政は、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいる事業所であることを自ら宣言できる制度を創設し、事業者のモチベーションを上げる取組を行うことが望ましい。宣言した事業所やその環境配慮の取組等を市のホームページで公表することや、業種別の組合の協力を受けて横展開を図るなどの支援的要素も併せて検討いただきたい。

さらに、宣言した事業所の立地する地域の市民へ情報発信することにより、市民と事業者をつなげる役割を担うことも必要であり、宣言するための様式については、条例の制度と同様に簡素化した内容で取り組めるようにする必要もあると考える。

また、定期的にアンケート調査等を実施し、環境配慮に取り組めなかった事業所は何故出来なかったかの理由の検証も行うことが重要である。

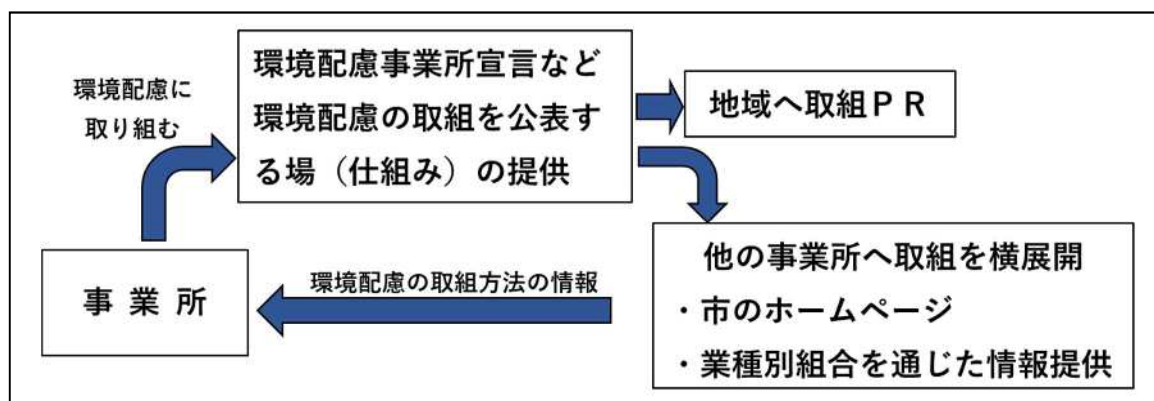


図4-2【環境配慮の取組の好循環のイメージ】

(2)事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくり

■環境行動事業所の制度概要

事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表することで、事業所の取組支援を行っている。ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所を、最大3年間認定しており、令和5（2023）年度末時点で32事業所を認定している。

しかしながら、国際標準規格であるISO14001の取得・更新には、比較的费用もかかり、人的体制も整備する必要があることから、中小規模の事業所の取得にはかなりハードルが高くなっている。そうしたことから、環境省が日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）として、中小規模の事業所をはじめとするあらゆる事業所を対象にしたエコアクション21を策定するなど、その他のEMSも多数でてきている。

【認定を受けた事業所への支援内容】

- ◎市ホームページに認定事業所を掲載
 - ◎変更許可申請や届出の一部免除
 - ◎「環境配慮書」の提出免除
 - ◎「環境負荷低減行動計画」の提出免除
- 18事業所／52環境負荷低減行動事業所が提出免除

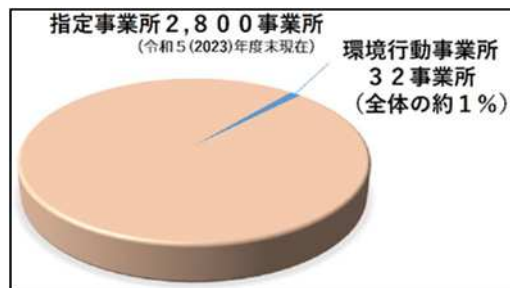


図4-3【認定の状況】

今回、中小規模の事業所に環境行動事業所の取得要件について、他にどんな認定要件が対象になれば、環境行動事業所に認定申請しようと思うか聞いたところ、半数に近い事業所が、「川崎市の独自様式の提出による認定」「具体的な認定要件ではないが、認定要件が緩和されれば申請する」「エコアクション21」などを選択しており、認定要件が広がれば、環境行動事業所に認定申請の意欲のある事業所が多いことがわかった。

一方で、「わからない」と回答した事業所も多く、環境行動事業所の制度が事業所にあまり浸透していない実態もわかった。

【設問4】

環境行動事業所の現在の認定要件はISO14001の取得のみとなっています。他にどんな認定要件が対象になれば、環境行動事業所に認定申請しようと思いますか

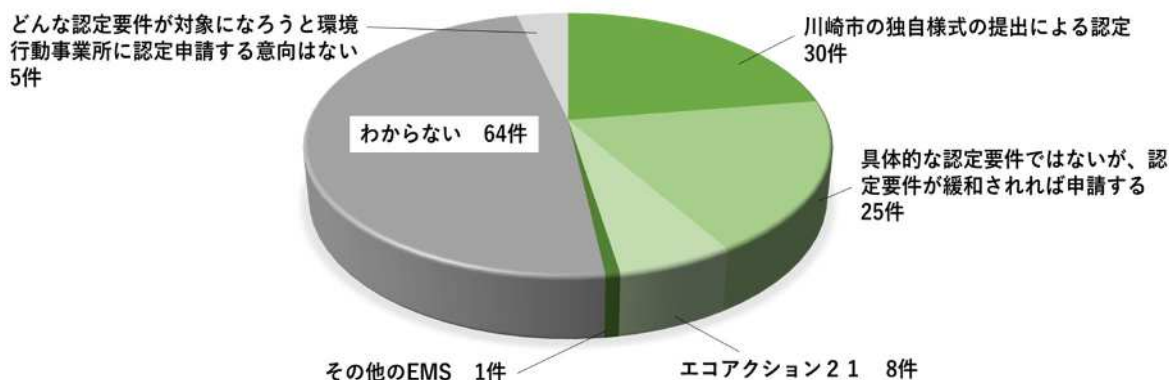


図4-4【中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケート(令和6(2024)年9月2日～令和6(2024)年9月13日実施)】

ア 検討の方向性

- 環境分野における自主管理が可能な中小事業所も支援するしくみを検討する
- 環境分野における自主管理を推進する事業所が増えるよう、環境行動事業所の制度の充実を検討する

イ 提案する取組

中小規模の事業所も環境行動事業所に認定申請しやすいしくみを検討するとともに、環境行動事業所の制度の充実を図る。

ウ 取組の考え方

中小規模の事業所にも環境行動事業所認定の対象を広げ、環境分野の自主管理が可能な事業所を増やすことができるように、エコアクション21など、近年、中小規模の事業所を対象に設立された民間EMS等も認定要件に加えるなど、認定要件の見直しが必要である。

その際、費用的にISO14001やエコアクション21などの取得が困難な中小規模の事業所も、環境分野の自主管理に取り組むことができるよう、例えば、川崎市独自の取組である環境負荷低減行動計画書を活用した川崎市版EMSを作成するなど新たなしくみも検討する必要がある。

また、今後、事業所が環境配慮に取り組みやすくするために、経済型支援・伴走型支援（環境行動事業所申請のサポート）・広報型支援（環境行動事業所の広報や販路拡大）・連携型支援（他制度との連携）など、中小規模の事業所も含めた指定事業所を応援する機会・支援策を拡大していく必要があるとともに、この制度を事業所へ活用してもらえよう、普及・啓発をしっかりと行うことが必要である。

3【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

(1)事業者へ地域課題の積極的な情報提供

■川崎市の都市構造・土地利用の状況

川崎市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類することができる。

大気・水環境計画で、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の地域の特性・課題を整理しているため、それらを踏まえた取組を推進する

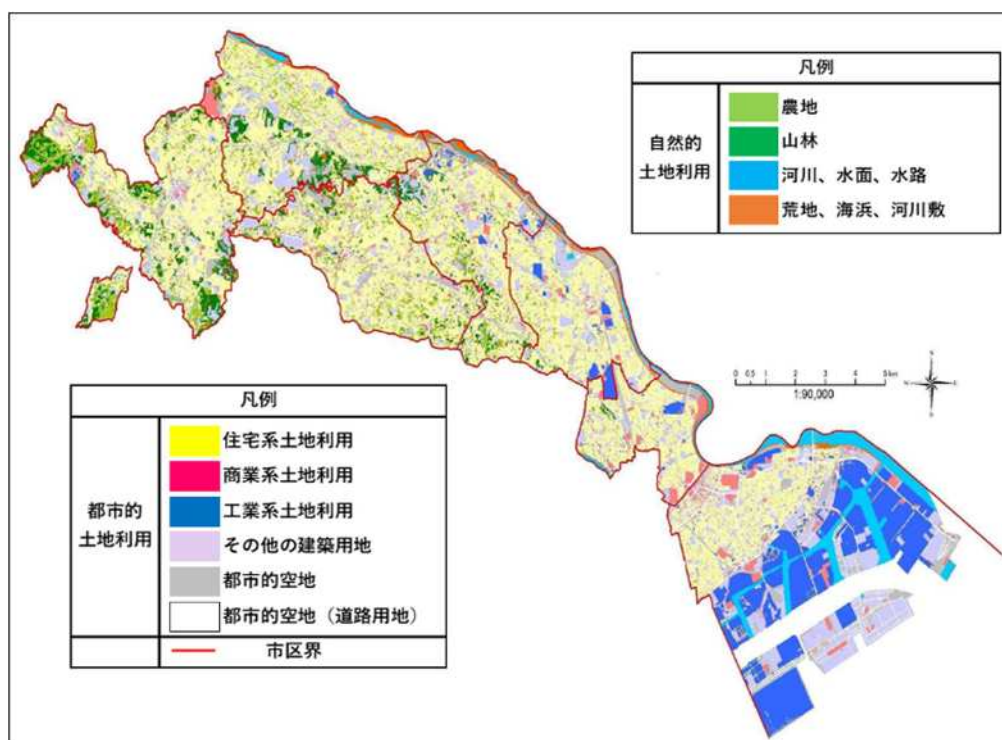


図4-5【土地利用現況図(令和2(2020)年度)】

(出典:本市の土地利用現況 令和2(2020)年度調査結果)

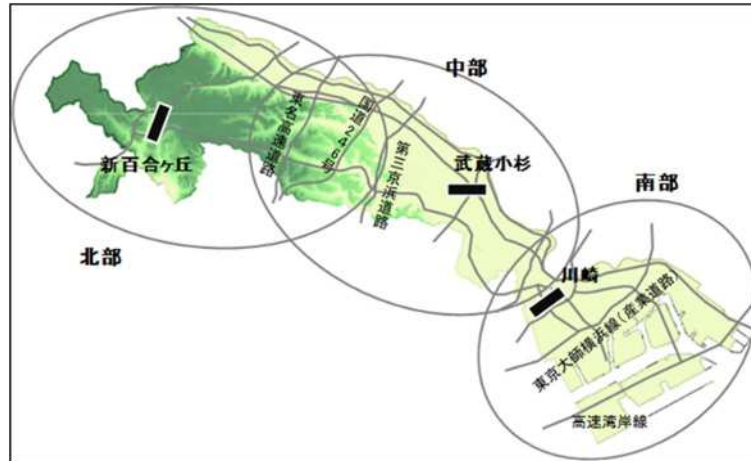


図4-6【川崎市の特性による分類】

ア 検討の方向性

- 川崎市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、大気・水環境計画でまとめている地域課題をもとに対応を検討する
- 南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部) の3つに分類して検討する

イ 提案する取組

地域特性・課題の情報発信とそれを踏まえた環境配慮の取組を推進する。

ウ 取組の考え方

中小規模の事業所へのアンケートで、「今後、どのようなきっかけ・動機があれば事業活動の中で環境への配慮や負荷の低減につながる取組を行うか（既に取組を行っている場合、さらに取組を進めるためのきっかけ・動機）」を聞いたところ、「事業所が環境配慮に取り組むことでどのように地域貢献につながるかといった情報」や「地域の空気や水環境の課題がわかること」といった地域貢献や地域の状況を意識している事業所が多く、事業所が地域と寄り添い、地域に溶け込んで事業を行っていることがうかがえる。

今後の取組については、事業者へ地域の課題等を積極的に情報発信するとともに、地域の特性・課題を踏まえて、事業者の自主的取組の推進に取り組むことが必要である。

大気環境については、他地域からの移流の影響を受けることがあることについて丁寧に説明するとともに、地域の課題に見合った環境負荷の低減に向けた、区別ごとの環境データなどの情報発信も検討することが必要である。

表4-1 地域ごとの主な特性と課題

(出典:大気・水環境計画)

地 域	主な特徴・課題
南 部 (臨海部) [川崎区]	● 工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い ● 発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある ● 埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している ● 干潟など特徴のある水辺地が存在している ● 化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている

中 部 (内陸部) [幸区] [中原区] [高津区]	●市を横断する幹線道路がある ●主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い ●下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している ●河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している
北 部 (丘陵部) [宮前区] [多摩区] [麻生区]	●飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い ●雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している ●飲用井戸が存在している ●湧水地など特徴のある水辺地が存在している

上記の地域別の課題を明確化すべきである。特に配慮が必要な項目として、以下のとおり提案する。

表4-2 地域ごとの特に配慮が必要な項目

地 域	特に配慮が必要な項目
南 部(臨海部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●自動車排出ガス ●化学物質
中 部(内陸部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●騒音・振動
北 部(丘陵部)	●大気質 ●臭気 ●水質 ●土壌・地下水質

4 【ポイント3】事業者の負担を減らす取組

(1)他制度との重複の整理

■環境配慮書制度がもつ総合審査制度の機能

総合審査制度とは、事業所の設置・変更にとまなう許可手続きに際し、規制基準が定められない地球環境項目等に関して環境負荷低減に向けての自主的努力を要請し、当該事項に係る環境保全上の措置が十分に行われているかどうかを、総合的に審査・指導する仕組みであり、環境配慮書制度にその機能が付加されている。

しかしながら、温暖化対策や廃棄物対策などについては、他条例でその取組目標や施策が位置付けられているが、市公防条例に位置付けられた環境配慮書や環境負荷低減行動計画書などの環境配慮項目にも、温暖化対策や廃棄物対策に関する項目が含まれていることで、重複して川崎市へ報告している状態である。(付属資料2「他制度の概要」参照)

<他条例の施行状況>

昭和47(1972)年施行	公害防止条例(旧市条例)
平成5(1993)年4月施行	廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
平成12(2000)年12月施行	公害防止等生活環境の保全に関する条例(市条例)
平成22(2010)年4月施行	地球温暖化対策の推進に関する条例

ア 検討の方向性

- 環境配慮書や環境負荷低減行動計画書などで、市へ重複して報告している内容を整理することで、事業所の負担を軽減

イ 提案する取組

事業所からの報告内容について、他制度等との重複の整理を行う。

ウ 取組の考え方

事業者には、それぞれの担当部署に情報を報告してもらうなど、他制度との報告事項のすみ分けを実施することで、環境配慮項目の内容を整理し、市への重複した報告を避け、事業者の負担を軽減することが必要である。

なお、大気・水環境計画では、「複合的な環境施策の展開」について言及しており、脱炭素・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」など、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開するよう明記されている。温暖化対策部署や廃棄物対策部署とは行政内部でしっかり連携し、協働して環境改善に係る施策に取り組んでいく必要がある。

また、今回整理する環境配慮項目については、典型7公害をもとに川崎市の状況に基づいて設定することが必要であり、以下の8項目を提案する。

- ①大気汚染 ②悪臭 ③水質汚濁 ④化学物質 ⑤自動車排出ガス ⑥騒音・振動
⑦土壌汚染 ⑧その他

典型7公害とは ①大気汚染 ②悪臭 ③水質汚濁 ④騒音 ⑤振動 ⑥土壌汚染 ⑦地盤沈下

表4-3【環境配慮書・環境負荷低減行動計画書の環境配慮項目一覧】

環境配慮項目	環境配慮書 (記入式)	環境負荷低減行動計画 (選択・採点方式)
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
地球温暖化	8	13
省資源・省エネ	0	69
オゾン層	0	6
廃棄物	11	54
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	51	293

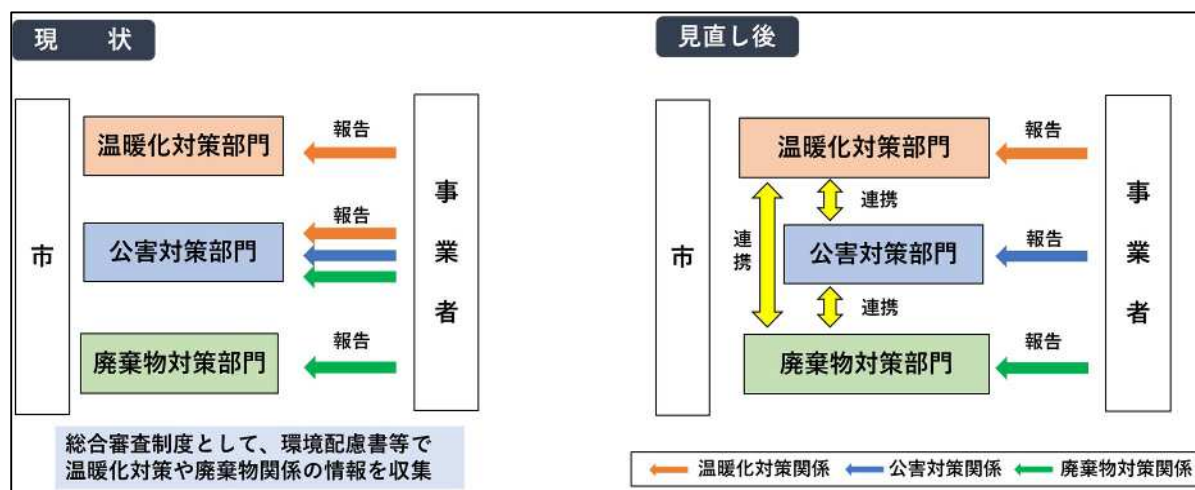


図4-7【事業者からの報告の流れ】

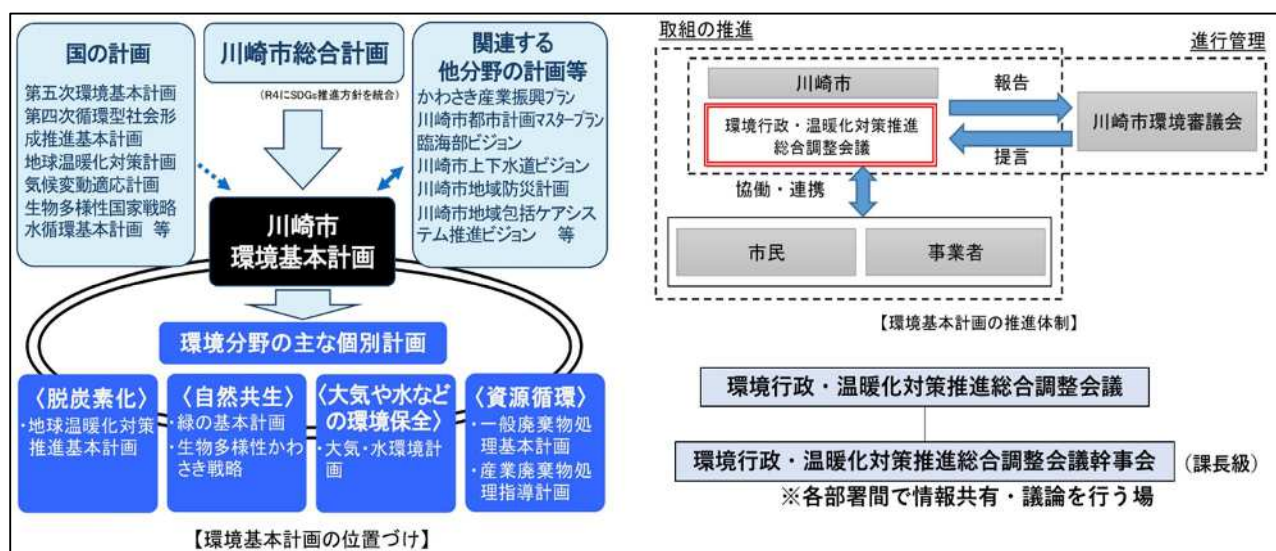


図4-8【川崎市の環境行政に係る連携体制】

(2)環境配慮書の見直し

■環境配慮書の制度概要

従業員50人以上の事業所等については、環境への負荷が大きいと想定されることから、指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出することになっており、令和5(2023)年度末時点で326事業所が対象となっている。

環境配慮書の様式は、環境配慮項目が最大51項目あり、記入式となっている。

事業所数 (R5末)	指定事業所 (2,800事業所)	
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所) 従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時)	対象外

図4-9【対象一覧】

ア 検討の方向性

- 他制度との項目の重複の整理や記述式からチェック式に変更するなど、対象になっている事業所が、負担なく取り組むことができるよう検討する
- 日常的に取り組む必要がある環境配慮と進んだ環境配慮の取組を明確化するなど、事業所がメリハリをつけた取組を行うことができるよう検討する
- 事業所の環境配慮の取組について、定期的に評価できるようなくみづくりを検討する

イ 提案する取組

事業所が環境配慮により取り組みやすくなるよう様式等の見直しを行う。

ウ 取組の考え方

環境配慮書の様式については、環境配慮項目について、他条例との重複を整理し、内容を見直すことで事業所の負担を軽減するとともに、「日常管理」や、例えば「進んだ取組」などと配慮分類の取組を明確化し、地域別に特に配慮が必要な項目を設定するなど、どういった取組を行うべきかわかりやすくすることで、事業所が環境配慮に取り組みやすくなる必要がある。

また、記述式からチェック式にすることで、事業所の負担を軽減するとともに、環境配慮の取組状況を毎年数値化して検証することが必要である。

(付属資料1「環境配慮書の見直し案」参照)

現 状

・記述式(環境配慮項目:最大51項目)

第17号様式(付表1)

環境への負荷の低減に係る配慮概要書

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
無害な又は有害性のより少ない原料の選択及び有害な物質の使用がより少ない製造方法の選択	・環境負荷の少ない物質を選定するため、社内規定の基準に沿って選定している。 ・脱脂洗浄施設で用いるジクロロメタン等を含む有機溶剤については、代替物質への転換を進めており、使用量を削減している。
施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止	・ボイラーは低NO _x バーナーの機種を設置の上、燃料として都市ガスを使用し、窒素酸化物の排出量を削減している。 ・塗装施設で使用する塗料は、炭化水素系物質の含有量が少ないものを選定し、使用している。

見直し後

- ・記述式からチェック式へ(最大40項目程度)
- ・「日常管理」など配慮分類の明確化
- ・他制度との重複項目の見直し
- ・地域別に特に配慮が必要な項目を設定

第〇号様式(1面)

環境への負荷の低減に係る配慮概要書(案)

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	コメント記載あり
大気汚染	全 域	1	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		2	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じんの発生の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		3	【進んだ取組】	より環境性能の高い(窒素酸化物の排出が少ない、熱効率が高い)機器の選定	☐	☐	☐	☐	☐
		4	【進んだ取組】	無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	☐	☐	☐	☐	☐
		5	【進んだ取組】	炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐

図4-10【環境配慮書の見直しイメージ】

(3)環境負荷低減行動計画書の見直し

■環境負荷低減行動計画書の制度概要

自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定する制度であり、環境マネジメントシステムの浸透にも寄与している、川崎市独自の取組である。

環境への負荷低減に向けた中長期的な行動計画を作成し、PDCAサイクルで取り組むもので、計画期間は5年間となっている。

一定規模以上の事業所には、川崎市へ計画目標・実績の提出義務があり、環境負荷低減行動事業所と呼ばれている。対象となる事業所は、令和5（2023）年度末時点で52事業所あるが、環境行動事業所を取得した事業所は、提出が免除される。

様式は、選択・採点方式となっており、環境配慮項目は最大で293項目と多い。

事業所数 (R5末)	指定事業所（2,800事業所）		
	一定規模 の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 等の事業所 (326事業所)	従業員50人未満の事業所 (2,474事業所)
環境負荷低減行動計画書	提出義務	任意	対象外

図4-11【対象一覧】



図4-12【提出義務事業所の取組状況】

ア 検討の方向性

- 環境負荷低減行動事業所が、無理なく継続して取り組むことができるよう、様式の見直し等を検討する
- 環境負荷低減行動事業所以外の事業所にも、EMSの取組を浸透させるしくみを検討する

イ 提案する取組

EMSに継続して取り組むことができる環境の整備と取組のさらなる浸透

ウ 取組の考え方

環境負荷低減行動計画書を作成・報告する事業所が、無理なく取り組めるよう、他制度との重複を見直し、現状にあった項目に整理するなど様式を見直すことで、事業所の負担軽減に取り組む必要がある。

また、環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、変更許可申請や届出の一部が免除になる環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある。（環境行動事業所制度の概要については、「第3章1（1）ウ 環境行動事業所制度」参照）

併せて、現在、環境負荷低減行動計画書の提出が任意になっている事業所などが、無理なくEMSを取り入れた管理・運営ができるよう、環境行動事業所制度と連携させるなど、取り組みやすいしくみづくりが必要である。

5 取組の評価基準

事業者の自主的取組ではあるが、施策の取組状況や環境配慮の認識の広がりを推察するため、一定程度評価基準を設けるべきである。

(1)環境配慮意識を拡げるためのしくみづくり

環境配慮書については、年度ごとに「日常管理」の項目について、例えば5段階評価を行い、取組状況をグラフ等で公表するなど、わかりやすく提示することが必要である。

環境配慮に取り組んでいる事業者であることを自ら宣言できる制度を創設し、積極的に公表していくことで、事業所を支援していく必要がある。

また、環境配慮書を提出した事業所を対象に定期的にアンケートを実施し、環境配慮に対する意識調査を実施するとともに、取組の進捗について評価することが必要である。

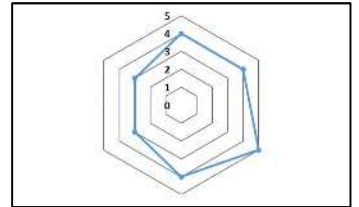


図4-13【公表のイメージ】

(2)環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への支援

環境行動事業所については、現在、高津区、宮前区、多摩区には認定事業所がないことから、全区に拡げていくことをめざし、現在32事業所の認定から、その倍にあたる70事業所に増やすことを目標に取組を進めていくことが必要である。

(3)環境配慮の取組の成果について

大気・水環境計画では、事業者の自主的取組については、基本施策Ⅱ-3に位置付けられており、法律や条例による規制や市民の環境配慮意識向上に向けた取組など、その他の基本施策と総合的に推進していくことで、計画の目標の達成をめざすことになっている。

環境配慮の取組の成果については、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断していくことが望ましい。

(大気・水環境計画の目標の達成状況については「第1章2(4)目標の達成状況」を参照)

第5章 今後の方向性

前述のとおり、環境基準の達成に向けて法律や条例による規制や環境配慮に係る取組を推進し、一部の項目を除いて環境基準を達成するなど川崎市内の大気・水環境は大幅に改善してきたが、一つひとつの事業所や市民一人ひとりが地域環境に及ぼす環境負荷は大きくなくてもトータルで地域環境に影響を与えてしまうことや、「身近に起きている苦情や事故」や「視覚的に感じる川などの汚れ」などの影響もあるのか、市内全域の市民の生活環境への満足度がまだ高いとはいえない状況である。

法律や条例による規制だけでは対応できない物質等もあることから環境リスクを下げるために、引き続き大規模の事業所に対する自主的取組による環境配慮の取組を推進することはもちろんだが、大規模の事業所のほとんどが臨海部など南部に集中していることから、市内全域にある中小規模の事業所にも自主的取組による環境配慮に係る取組を拡げていくことが必要である。

また、ネイチャーポジティブの観点も踏まえながら自主的取組による環境配慮に努めることでさらなる地域環境の改善が望めるとともに、市内全域で取組を進めることで苦情や事故の件数も減少し、よりよい環境が生まれ市民の生活環境への満足度が向上することが理想の将来像である。

今後については、今回の中小規模の事業者へのアンケートでも判明した既に環境配慮に取り組んでいる事業所が、さらに環境配慮の取組を推進できるよう後押しとなる施策を展開するとともに、今回のアンケートに回答いただけなかった事業所やこれまで環境配慮に取り組めていない事業所にどのようにアプローチしていくかが重要になってくる。環境配慮の取組が進んでいない事業所には小規模の事業所も多く、大規模な装置を導入したりすることは難しいことから、条例に規定し取組義務などで縛るのではなく、条例以外のアプローチで日常管理のなかでどのような取組を取り入れたらいいかなどの情報を届けるなど環境配慮の取組を拡げていく必要がある。その際、地域貢献や地域の状況を意識している事業所が多いことから、地域の特性・課題や環境データを情報発信することも必要である。

併せて、環境配慮に取り組む事業所を後押しする支援策など、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策を検討するとともに、成果指標などを用いて取り組んだ結果を「見える化」するなどの工夫することが必要である。

また、事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、困っていること、わからないことなどについて定期的に説明会等を開催するなどして、川崎市として、日常的にサポートしていく必要がある。

市条例制定後20年以上経過したタイミングで今回見直しを議論したところだが、今後については新たな環境課題が生じた場合にも対応できるよう環境配慮の項目を時流に合った内容に改善するなど、定期的に必要な見直しを行っていくことが望ましい。

大気・水環境計画では、基本施策Ⅱに「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」といった柱を位置付け、「事業者」や「市民」に対する環境配慮の取組を推進しており、こうした取組が行われることによって川崎市の生活環境をより良くできると考えている。また、大気・水環境計画には、「主要な環境分野との連携」も位置付けられている。今回、事業者の負担軽減のため、温暖化対策や廃棄物対策など他の環境分野の部署へ重複して報告している内容については一定程度整理するよう提言しているが、取組が縦割りにならないようしっかりと他の環境分野の部署とも協働して環境改善に係る施策に取り組むとともに、電子化についても対応していくことが必要である。

併せて、広域的な環境影響も視野に入れながら、他都市と連携した取組を推進していく必要がある。

最後に、川崎市における事業者の自主的取組に係る制度は他都市ではあまり例のない制度である。

環境配慮に取り組む事業者の負担を考慮しながら継続して環境配慮に取り組める環境づくりが必要である。今後も、「事業者」と「市民」の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進し、川崎市や周辺地域の生活環境をより良くしていき、市民実感の向上を図ることで「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指していくことが望ましい。

付 属 資 料

付属資料1 環境配慮書の見直し案

第〇号様式（1面）

環境への負荷の低減に係る配慮概要書（案）

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施 している	今後 実施予定	実施 していない	関連なし	コメント 記載あり
大気汚染	全域	1	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生 の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		2	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じんの発生 の防止	☐	☐	☐	☐	☐
		3	【進んだ取組】	より環境性能の高い（窒素酸化物の排出が少ない、熱効率が 高い）機器の選定	☐	☐	☐	☐	☐
		4	【進んだ取組】	無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選定	☐	☐	☐	☐	☐
		5	【進んだ取組】	炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐
悪臭	全域	6	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による悪臭の発生 の防止	☐	☐	☐	☐	☐
水質汚濁	全域	7	【日常管理】	施設及び排水の適切な管理による水質事故の発生 の未然防止	☐	☐	☐	☐	☐
		8	【進んだ取組】	公共用水域の水質汚濁の低減（無害又は有害性の少ない原料の選定 など）	☐	☐	☐	☐	☐
化学物質	南部	9	【日常管理】	化学物質について管理体制の整備	☐	☐	☐	☐	☐
		10	【日常管理】	化学物質について情報の収集及び整理	☐	☐	☐	☐	☐
		11	【日常管理】	化学物質について受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の 把握	☐	☐	☐	☐	☐
		12	【日常管理】	化学物質について使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器 等の使用	☐	☐	☐	☐	☐
		13	【日常管理】	化学物質について適正な処理技術等の導入及び維持管理	☐	☐	☐	☐	☐
		14	【日常管理】	化学物質について自主管理目標の設定や目標達成時期の設定等の実施	☐	☐	☐	☐	☐
		15	【進んだ取組】	市民に対する説明会や工場見学等による化学物質に関するリスクコ ミュニケーションの実施	☐	☐	☐	☐	☐
		16	【進んだ取組】	環境サイトレポートなどによる化学物質に関する報告書の公表	☐	☐	☐	☐	☐
		17	【進んだ取組】	化学物質の適正管理に関する事業者間の情報共有等の取組の実施	☐	☐	☐	☐	☐
		18	【進んだ取組】	化学物質に関する環境リスク評価の実施	☐	☐	☐	☐	☐
自動車排出ガス	南部	19	【日常管理】	貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目（エコ運搬制度）の要請	☐	☐	☐	☐	☐
		20	【日常管理】	エコドライブの実施（燃費の把握、アイドリングストップなど）	☐	☐	☐	☐	☐
		21	【日常管理】	エコ通勤の実施	☐	☐	☐	☐	☐
		22	【日常管理】	従業員に対する環境負荷低減に係る教育（エコドライブ、エコ通勤 など）	☐	☐	☐	☐	☐
		23	【進んだ取組】	非化石燃料の活用（バイオ燃料の導入など）	☐	☐	☐	☐	☐
		24	【進んだ取組】	次世代自動車の導入（電気自動車等の導入など）	☐	☐	☐	☐	☐
		25	【進んだ取組】	次世代自動車の普及に向けた充電インフラ環境の整備（充電スタンド の設置）	☐	☐	☐	☐	☐
		26	【進んだ取組】	自動車の使用方法の合理化による物流の効率化（共同輸配送、モー ダルシフトなど）	☐	☐	☐	☐	☐

※「重点」の欄は、南部（川崎区）、中部（幸区、中原区、高津区）、北部（宮前区、多摩区、麻生区）

第〇号様式（2面）

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施 している	今後 実施予定	実施 していない	関連なし	コメント 記載あり
騒音・振動	中部	27	【日常管理】	建築物等に防音・防振効果のある材料を使用するとともに、気密性を高めることで騒音を抑制	☐	☐	☐	☐	☐
		28	【日常管理】	ボイラー等設置時に「騒音ラベリング制度」を活用して低騒音の機器を導入	☐	☐	☐	☐	☐
		29	【日常管理】	施設等の最適設計及び制御により機器の使用時間を最小限に抑え騒音を低減	☐	☐	☐	☐	☐
		30	【日常管理】	使用する車両の電化及び「低車外音タイヤ表示制度」の低騒音のタイヤを採用することで交通騒音を抑制	☐	☐	☐	☐	☐
		31	【日常管理】	設備の騒音・振動を定期的に測定し、異常な状態を判定して対策を講じることで騒音・振動を抑制	☐	☐	☐	☐	☐
		32	【日常管理】	増築や設備工事時の発注にあたり施工業者に配慮要請し騒音振動を低減	☐	☐	☐	☐	☐
		33	【進んだ取組】	風力発電の導入にあたり純音性成分を含む騒音対策を行い苦情発生を抑制	☐	☐	☐	☐	☐
土壌汚染	北部	34	【日常管理】	特定有害物質の取扱い履歴、事故記録等を適正に管理できる組織体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐
その他	ー	35	【日常管理】	地下水採取量の削減（使用した水の再利用等による地下水揚水量の削減）	☐	☐	☐	☐	☐
		36	【日常管理】	掘削工事における地下水位変動の対策（掘削工事等を行う場合、出水量及び揚水量が少ない工法を選択）	☐	☐	☐	☐	☐
		37	【進んだ取組】	地下水の涵養（雨水浸透ますの設置、透水性舗装の実施による地下水の涵養）	☐	☐	☐	☐	☐
		38	【進んだ取組】	地域社会とのコミュニケーションや社会貢献活動の実施（環境出前授業、施設見学、地域の緑地保全・創出など） ※項目9以外の取組	☐	☐	☐	☐	☐
		39	【進んだ取組】	ビオトープの創出（水辺、郷土種を中心とした多種多様な樹木・植物・草地など）	☐	☐	☐	☐	☐
		40	【進んだ取組】	事業所の緑地保全・創出（生物多様性に配慮）	☐	☐	☐	☐	☐

「コメント記載あり」にチェックをした場合、または上記以外に環境に配慮した取組を行っている場合など、具体的に記載してください。

※「重点」の欄は、南部（川崎区）、中部（幸区、中原区、高津区）、北部（宮前区、多摩区、麻生区）

※上記記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。

付属資料2 他制度の概要

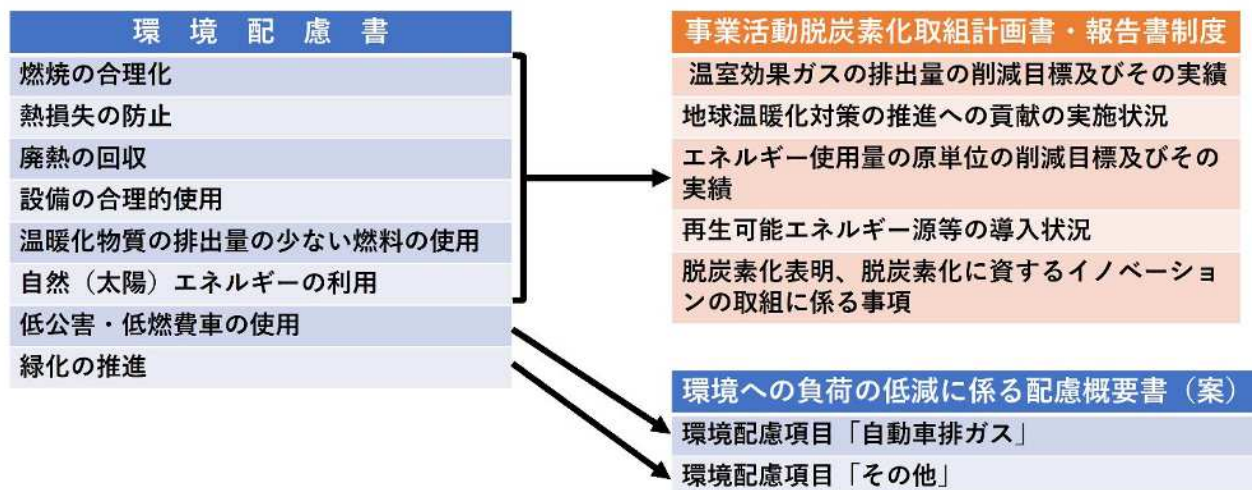
地球温暖化対策等の推進に関する条例(地球温暖化対策推進基本計画)

■事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

項 目	内 容
制 度 概 要	● 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、市が設定した2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する評価項目に係る3か年の計画書・報告書を市へ提出 ● 市は評価結果を公表するとともに、評価に応じた支援を実施 ● 中小規模事業者向けの簡易版制度も創設
対 象 者	● 1号：原油換算年1,500kL以上使用する事業者 ● 2号：原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者 ● 3号：車両100台以上保有する事業者 ● 4号：エネルギー起源二酸化炭素を除くいずれかの物質による温室効果ガスを3,000t以上排出する事業者（非エネルギー起源二酸化炭素、メタンなど）
主な報告内容 (1号・2号)	● 温室効果ガスの排出量の削減目標及びその実績 ● エネルギー使用量の原単位の削減目標及びその実績 ● 再生可能エネルギー源等の導入状況 ● 脱炭素化表明、脱炭素化に資するイノベーションの取組に係る事項 ● 地球温暖化対策の推進への貢献の実施状況など

環境負荷低減行動事業所52事業者のうち、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の対象事業者にもなっている事業者は、48事業者(令和5(2023)年度)

■地球温暖化対策に関する報告内容の比較



廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(一般廃棄物処理基本計画)

■事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度

項 目	多量排出事業者	準多量排出事業者
制 度 概 要	●事業系一般廃棄物の排出量に基づき、毎年4月1日に市が多量排出事業者等を認定 ●事業系一般廃棄物を一定量以上排出する事業者は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関し、毎年、報告書を作成し、市長に提出	
対 象 者	1日平均100kg以上又は月平均3t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者	1日平均30kg以上100kg未満又は月平均0.9t以上3t未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者
主な報告内容	次の項目の前年度実績と今年度計画を報告 ●資源化の状況（資源化量・資源化率） （新聞・雑誌、段ボール、紙、厨芥類、空き缶、空き瓶など） ●減量・再生利用等の取組の状況 ●再生品等使用の状況	

環境負荷低減行動事業所52事業者のうち、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の対象事業者にもなっている事業者は、21事業者(令和5(2023)年度)

■廃棄物対策に関する報告内容の比較

環 境 配 慮 書	事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度
廃棄物の発生抑制（リデュース）等の取組（資源の有効利用、製品の長期使用等による廃棄物化回避など）	減量・再生利用等の取組
廃棄物の再利用（リユース）等の取組	再生品等の使用
廃棄物の再資源化、再生利用（リサイクル）等の取組	資源化の状況（資源化物名・回収業者名）
熱回収を目指す処理方法	廃棄物の管理（組織体制、社内教育）等
適正な処理による公害防止	種別ごとの発生量・資源化量・事業場内処理量・指定処理施設搬入量・資源化率
一般廃棄物の種類・発生量・処理方法・処理量	
産業廃棄物の種類・発生量・処理方法・処理量	
廃棄物自主管理事業（多量排出事業者）制度	マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度
・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業所もしくは廃棄物自主管理事業に参加する事業者	・産業廃棄物を処理する際、排出事業者がマニフェストを交付（紙・電子）
・産業廃棄物処理計画書（排出抑制・再生利用・処理量等）を市へ提出、HPで公表	・紙マニフェストを交付した場合は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を年1回提出
	・法律に基づく取組であり全事業所対象

付属資料3 他都市の状況

環境配慮に関連する指針

神奈川県：本市同様、公害対策の条例と温暖化対策の条例を別々に制定

横浜市：公害対策と温暖化対策が一緒になった条例（議員提案による脱炭素推進条例も制定）

川崎市			神奈川県	横浜市
環境への負荷の低減	環境への負荷の低減に関する指針	第69条	○	○
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理に関する指針	第93条	○	○
自動車排出ガスの排出の抑制等	自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針	第107条	× ※1	○
温暖化物質の排出の抑制	温暖化物質の排出抑制に関する指針	第121条	×	○
オゾン層破壊物質の排出防止	オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針	第127条	× ※2	× ※2
廃棄物の発生抑制等	廃棄物の発生の抑制及び再生利用等	第70条	×	×
環境の保全に係る組織体制の整備	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	第72条	○	○

※1 神奈川県は「環境への負荷の低減に関する指針」に自動車使用に係る環境配慮を含む

※2 オゾン層関係については「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で各自治体対応

事業所への支援制度

	川崎市	神奈川県	横浜市
制 度 名	環境行動事業所	①環境管理事業所 ②優良環境管理事業所	環境管理事業所
認定要件 (EMS)	・ ISO14001	・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ KESのステップ 2	・ ISO14001
認定期間	3 年間（ISO14001の認定期間）	① 3 年間 ② 6 年間	3 年間
メリット	・ 市ホームページに認定事業所を掲載 ・ 市公害防止条例の変更許可申請や届出の一部免除 ・ 「環境配慮書」の提出免除 ・ 「環境負荷低減行動計画」の提出免除 ※ISO14001は、入札契約制度における主観評価項目の「環境への取組」の評価項目	①環境管理事業所 ・ 名称公表 ・ 変更届出手続き免除 ・ 化学物質管理状況報告書の提出免除 ②優良環境管理事業所 ・ 同上 ・ 変更許可手続き免除	・ 変更許可申請や届出の一部免除

※川崎市と横浜市の条例は、県条例の適用除外を受けている

付属資料4 川崎市環境審議会(大気や水などの環境保全部会)の開催経過

「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について(答申)」に関して、環境審議会・大気や水などの環境保全部会で審議を進めるにあたっては、環境基本条例施行規則第 15 条の規定により、川崎市環境局を事務局とし必要な庶務を行い、審議・議論に必要なデータ分析や資料提供等を行いながら進めた。

開催年月日	会議等	内容
令和 6(2024)年5月15日	第 1 回環境審議会 (諮問)	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について(諮問) ・大気や水などの環境保全部会の設置について
令和 6(2024)年5月15日	第 1 回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・正副部会長の選出について ・事業者の自主的取組に係る現制度について
令和 6(2024)年8月2日	第2回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
令和 6(2024)年10月28日	第3回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
令和7(2025)年1月8日	第4回環境審議会 大気や水などの 環境保全部会	・今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について(報告案審議)

付属資料5 川崎市環境審議会(大気や水などの環境保全部会)委員名簿

(1)環境審議会(第11期)

(50 音順、敬称略)

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 晶子	東京大学大学院工学系研究科特任講師	緑地環境学	
2	池田 俊介	市民公募	市民代表	
3	石山 一可	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
4	神長 唯	都留文科大学教養学部地域社会学科教授	環境社会学	臨時委員
5	濃沼 健夫	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
6	佐土原 聡	横浜国立大学名誉教授／学長特任補佐	都市環境工学	会 長
7	篠倉 美紀	市民公募	市民代表	
8	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、 汚染制御技術	
9	高橋 慶子	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
10	田口 澄也	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
11	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	
12	徳野 千鶴子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時委員
13	中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授	都市工学、都市計画	
14	中嶋 豊	川崎商工会議所	市民代表	臨時委員
15	馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	環境政策論、政策過程	
16	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群(環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科 学、廃棄物・土壌汚染・悪臭	
17	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES) 上席研究員 ／サステイナビリティ統合センタープログラムディレクター	環境・エネルギーシステム	
18	水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授	造園、緑地環境	
19	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	
20	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時委員
21	森脇 厚一郎	市民公募	市民代表	

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
22	吉村 千洋	東京科学大学環境・社会理工学院教授	環境光化学、環境工学、応用生態工学	
23	與本 剛三	市民公募	市民代表	副会長
24	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	
25	鷺北 栄治	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	
26	渡辺 敏彦	神奈川県産業資源循環協会 川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時委員

※任期：令和6(2024)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで(臨時委員はこの限りでない)

(2)大気や水などの環境保全部会

(50 音順、敬称略)

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
1	神長 唯	都留文科大学教養学部地域社会学科教授	環境社会学	臨時委員
2	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、 汚染制御技術	副副会長
3	中嶋 豊	川崎商工会議所	市民代表	臨時委員
4	吉村 千洋	東京科学大学環境・社会理工学院教授	環境光化学、環境工学、応用生態工学	
5	與本 剛三	市民公募	市民代表	
6	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	部会長
7	鷺北 栄治	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	

※任期：令和6(2024)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで(臨時委員はこの限りでない)

付属資料6 諮問文(写)

6 川環推第 2 6 1 号

令和 6 年 5 月 1 5 日

川崎市環境審議会

会長

様

川崎市長 福田 紀彦

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善してきました。

平成 1 2 年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってまいりました。

令和 4 年 3 月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定したところです。

今後の事業者の自主的取組の促進につきましては、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していくため、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局環境対策部環境対策推進課）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 0 6

あ行

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

移流

空気や海水などによって水蒸気、塩分などの物質や、圧力、温度、密度、運動量などの流体のもつ物理量が運ばれる過程を移流という。たとえば、ある地点における気温の変化を考える場合、空気がその場所に停留していて、太陽熱などによって暖まったり冷えたりするためにおこる変化と、冷たい空気あるいは暖かい空気が他の場所からその地点に流れ込んでくるためにおこる変化とに分けられる。後者が移流による気温変化である。

エコアクション21

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で策定。エコアクション21は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。

平成8年(1996)の策定後、平成16年(2004)には、認証・登録制度に活用できるものへと改訂された。

エコ運搬

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を書面等で要請する制度をいう。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。

CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

か行

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

川崎市環境基本計画

先に制定された川崎市環境基本条例に基づき、平成6(1994)年に全国に先駆けて策定した。計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や計画がめざす「6つのまちの姿」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む重点分野や基本的施策の内容、目標等を定めている。

川崎市公害防止条例(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)

川崎市において、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。当条例は平成11年12月に改正されており、前身である旧公防条例は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図ったものであり、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

環境基準

大気の汚染、水の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されるこ

とが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「川崎市環境基本条例」の規定に基づき、大気汚染について定められている。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

環境・リスクコミュニケーション

環境に関する情報を市民、事業者、行政等の各ステークホルダー(利害関係者)で情報共有し、相互理解を深めていくこと。環境リスクを低減する取組を進めていくための基礎となる。

環境行動事業所認定制度

ISO14001 の認証取得等により、事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度。認定期間は最大3年間。令和5(2023)年度末時点で32事業所が認定を受けており、認定を受けると、市ホームページへの掲載、変更許可申請や届出の一部免除、「環境配慮書」「環境負荷低減行動計画書」の提出免除などのメリットがある。

環境配慮書制度

従業員50人以上の事業所等が、指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出する制度。

記入式(環境配慮項目:最大51項目)になっており、令和5(2023)年度末時点で326事業所が対象。(対象要件)

- ・常時使用する従業員が50人以上
- ・常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店もしくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上
- ・温暖化物質配慮特定事業所

環境負荷低減行動計画書制度

環境配慮書対象事業者が、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、規則で定めるところにより、環境への負荷の低減を図る中長期(5年間)の行動計画の作成を行う制度です。一定規模以上の事業所は市へ提出義務があり、令和5(2023)年度末時点で52事業所が対象。選択・採点方式(環境配慮項目:最大293項目)。

(対象要件)

- ・年間使用熱量が84,000,000,000キロジュール以上
- ・廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上
- ・1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上

環境マネジメントシステム(EMS)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)という。また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」という。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがある。

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれている。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つであり、環境省は自動車からの炭化水素の排出規制に加え、工場等の固定発生源からのVOCの排出及び飛散に関し、排出規制、自主的取組の促進、各種検討調査などの施策を講じている。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の揮発性有機化合物(VOC)や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気の汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

光化学スモッグ

大気が安定で、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

「光化学スモッグ注意報」は、地方自治体が大気汚染緊急時対策として「発令」する措置の一つであり、予報・警報などがある。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

下水処理において通常行われる固形物の除去と微生物による有機物の除去機能をさらに向上させる処理、またはこれらの処理と同時に窒素やリンなどの栄養塩を除去する処理を指す。

さ行

事業所

一般家庭の住居以外で、一定の場所を占めて事業活動を行っている場所。営利、非営利又は個人、法人を問わない。果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等が含まれる。共同住宅の管理施設など複数の家庭協働施設として、ごみや汚水の共同処理施設、熱供給施設、駐車場等は、それらの共同施設の用に供する部分に限り、事業所として扱う。

指定事業所

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第2条第7号に「公害を生じさせるおそれがある事業所(臨時的又は仮設的な事業所を除く。)」で規則を定める作業(以下「指定作業」という。)を行うもの」としている。('臨時的又は仮設的な事業所'とは、概ね1年以内)

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

自然を活用した解決策(Nature-based Solutions, NbS)

自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策(Nature-based Solutions, NbS)」と呼ばれている。

IUCN(国際自然保護連合)では、NbSを「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義している。



図 (IUCN, 2016)

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BOD は、Biochemical Oxygen Demand の略号。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

全窒素

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素(NH₄-N)、亜硝酸態窒素(NO₂-N)、硝酸態窒素(NO₃-N)に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク質性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全燐

燐化合物全体のことで、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因になるもの。

総量規制(大気汚染に関する)

工場・事業場が集合し大気汚染が進んでいる地域で、濃度規制や発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減していく規制方法。
地域を指定し、総量削減の計画を作り、その達成のために個々の発生施設ごとの規制よりも厳しい基準を設けていくことになる。

た行

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

対策目標値

川崎市環境基本条例第3 条の2 に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について設定されている。

地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。
道路冠水・家屋の浸水・河川洪水の防止、地盤沈下や地下水塩水化の防止、地下水資源の確保、湧水やせせらぎの復活など自然環境の機能回復、地中温度の上昇(ヒートアイランド現象)の防止などに有効である。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。
光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスのひとつである。

低VOC 塗料

顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうちVOC成分が非常に少ない又はVOC 成分を含まない塗

料のこと。水性塗料、無溶剤塗料、ハイソリッド型塗料などがある。

特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているものとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

な行

二酸化窒素

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。
燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。
また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

ネイチャーポジティブ

「ネイチャーポジティブ(自然再興)」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する。

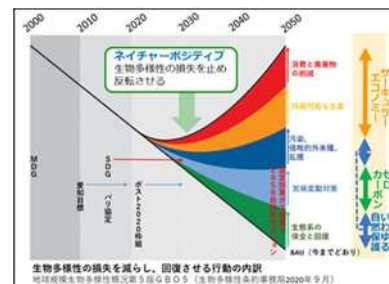
2030年までに「ネイチャーポジティブ(自然再興)」

を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標。「2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現に向けて、

人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組む。

ネイチャーポジティブ経営

自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題(マテリアリティ)として位置づける経営



は行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質1)カドミウム及びその化合物、2)塩素及び塩化水素、3)弗素、弗化水素及び弗化珪素、4)鉛及びその化合物、5)窒素酸化物をいう。大気汚染防止法では、33 の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

非メタン炭化水素(NMHC)

メタン以外の炭化水素（脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素）の総称。そのうちガソリンなどの揮発性有機炭素は光化学オキシダントの原因物質として古くから対策が進められてきた。NMHC規制は、自動車に対しては48年規制（1973）当時から対象物質として含まれていたが、塗装、印刷工場などの固定発生源に対しては、2004年5月の大気汚染防止法の改正により、はじめて法律による対策が開始された。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。

一般にSPM よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫酸酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

富栄養化

元は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念。近年は、人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、窒素、リン等植物の栄養となる物質の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの

のをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

包括的総量削減方式(バスケット方式)

平成11(1999)年12月に制定された市公防条例の中で、浮遊粒子状物質対策として導入された規制。

や行

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が248 物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として、ホルムアルデヒドなど23 の「優先取組物質」がリスト化されている。

K

KES(Kyoto Environmental Management System Standard)

京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。「地球環境問題は人類最大の課題」と、経営のあり方が問われる21世紀の幕開けに、KES は、中小企業をはじめ、あらゆる事業者を対象に「環境改善活動に参画していただく」ことを目的に策定された。「シンプル」で「低コスト」な KES は、取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、現在は 4,000 を超える事業者が登録。また、各地域とも連携し、全国規模で活動している。そのため『KES』の名称も冒頭に示した頭文字を取った略号から、現在では固有名詞『KES』として使用。

I

ISO14001

ISO14001は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定しています。Plan-Do-Check-Act

(PDCA)という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組み。また、環境ガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込み、環境マネジメントを事業プロセスや戦略の方向性に統合し、リスク及び機会に効果的に取り組むことができるよう、最高経営層の責任ある関与を求めている。

組織は、ISO14001の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを構築し、規格への適合を自己宣言するほか、外部機関による認証・登録を求めることが可能。外部機関による認証・登録は、JAB(公益財団法人日本適合性認定協会)が認定した認証機関が審査を行う。認証機関及び適合組織は、JABのホームページで公開されている。

P

PDCA サイクル

(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出さる量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。